

戸田市立中学校生徒のいじめ申立に関する調査報告書

令和6年7月26日

戸田市いじめ問題調査委員会

目次

	■第1	当委員会設置の目的等・・・・・・・・・・・・・	1
	1	当委員会の開催に至る経緯・・・・・・・・・・・・	1
	2	本報告書における関係者の表記・・・・・・・・・・	1
	■第2	当委員会の基本方針と活動・・・・・・・・・・・・・	1
	1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1)	調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)	調査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(3)	調査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	当委員会の活動経過及び調査の経過・・・・・・・・	2
	■第3	当委員会が認定した事実（背景事情及び容易に認められる事情）・・・・・	4
	1	当事者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2	学校について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	3	A と B との一連のトラブルについて・・・・・・・・	5
	4	B に対する学校が実施した聴取結果について.....	6
	■第4	当委員会が認定した事実（いじめに関係するもの）・・・・・・・・・・・・	8
	1	4月17日またはそのころ、B が A を無視したという点について.....	8
	(1)	当委員会が認定した事実・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(2)	理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	2	4月上旬から中旬にかけてB がA から執拗に話しかけられたという点につ いて	9
	(1)	当委員会が認定した事実・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(2)	理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	3	B が A の連絡帳を回収しなかった点について.....	11
	(1)	当委員会が認定した事実・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(2)	理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	4	■■■■■■地元の祭りにおいてB がA を無視した点について.....	14
	(1)	当委員会が認定した事実・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(2)	理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	■第5	当委員会がいじめと認定しなかったもの・・・・・・・・・・・・・	16
	■第6	当中学校のいじめ防止対策基本方針について・・・・・・・・・・・・・・	17
	1	組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	2	いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	3	いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	4	いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

(1) いじめている生徒への指導	18
(2) いじめられている生徒への支援	19
(3) 集団への指導	19
5 いじめ解消の定義	19
(1) いじめ解消の2要件	19
(2) 家庭や地域との連携	20
6 いじめ問題の組織的対応	20
7 重大事態への対処	21
(1) 重大事態の定義	21
(2) 重大事態の調査	21
(3) 調査結果の提供及び報告	21
 ■第7 当中学校が行ったいじめ等の対応について	21
1 学校について	21
2 当中学校のいじめ対応に当たった組織	21
3 4月から5月にかけてのA・B間のいじめについての学校の対応	22
4 [redacted]	24
5 [redacted] BのAに対するいじめについての学校の対応	25
6 当中学校の教育委員会への報告等について	29
7 当中学校における対策委員会の開催について	30
 ■第8 当中学校の対応の検討	31
1 4月19日にAが連絡帳に無視されている可能性がある旨の記載をした際の対応	31
2 5月12日にAが、連絡帳にBから無視されている可能性がある旨の記載をした際の対応	31
3 6月8日以降の1学期中のいじめに関する対応	32
4 [redacted] 1学期中の対応	34
5 夏季休業中の対応	35
6 2学期以降の対応	37
7 Aの保護者に対する対応	38
8 Bの保護者に対する対応	39
9 当中学校の教育委員会への報告等の対応及びこれに関する教育委員会の対応	40

第1 当委員会設置の目的等

1 第三者委員会の開催に至る経緯

本事案は、■生徒（令和5年度当時、戸田市立中学校■年生として在籍。以下「生徒A」とする。）が、同じクラスの■生徒（以下「生徒B」とする。）から無視をされていることなどを訴えたというトラブル及び、生徒Bが生徒Aから執拗に話しかけられたことなどを訴えたトラブルに関して調査の対象としている。

この事案に関して、生徒Aの欠席日数等を考慮して戸田市立中学校がいじめ重大事態として取り扱ったが、生徒A及び生徒Bの置かれている状況や、生徒A及び生徒B及び両保護者の意向等を踏まえて、第三者委員会による調査を実施することとした。

当委員会は、戸田市いじめ問題調査委員会条例に基づき、令和5年11月27日より、本事案について審議を行った。本事案において審議を行った委員名簿は、本報告書末尾記載のとおりである。

2 本報告書における関係者の表記

本報告書における関係者の表記は、上記のとおり、本事案に関して、先に無視されているという訴えをした生徒を「生徒A」、生徒Aから執拗に話しかけられたという訴えをした生徒を「生徒B」とする。また、本事案が発生した中学校に勤務する教員について、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、■学年主任、さわやか相談員、スクールカウンセラー、養護教諭、担任とし、その他の教諭については、教諭A、教諭B、教諭C、教諭D、教諭E、教諭F、教諭G、教諭H、教諭Iとする。

第2 当委員会の基本方針と活動

1 基本方針

(1) 調査の目的

当委員会の調査は、民事上・刑事上の責任追及や訴訟等への対応を目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の解明、当該事態への対処や同種の事態発生防止を図ることを目的としている。

また、本事案においては、両当事者の訴えが対立している点があり、当委員会としては可能な限り書面等の資料を収集し、関係者を聴取するなどして資料収集に努めたが、本調査には自ずと限界があり、当委員会の調査で認定した事実はいくまでも当委員会が収集した資料に基づく判断である。そして、本調査はいじめ防止対策推進法及びそれを受けて制定されている戸田市いじめ問題調査委員会条例に基づいて行われているため、いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に基づく定義を用いて検討している。

(2) 調査の対象

本調査において調査の対象としたのは、以下の点である。

- ①令和5年4月から5月にかけて発生した生徒Aと生徒Bのトラブルがいじめに該当するか
- ②令和5年■に発生した生徒Aと生徒Bのトラブルがいじめに該当するか
- ③上記①、②のトラブルについて、学校の対応が適切であったかどうか

④その他、上記①、②のトラブルに関連する学校の対応が適切であったかどうか

なお、当委員会は、いじめ防止対策推進法及びそれを受けて制定されている戸田市いじめ問題調査委員会条例を根拠に設置された委員会である。そのため、調査の対象は、同法に定められているいじめがあったか否かという点及びこれに関連する事項に限られ、保護者の他方当事者生徒への対応などは調査の対象にはならないと考えられる。したがって、本調査においても、この前提で調査対象を検討したものである。

(3) 調査の方法

以上の調査方針に基づいて、具体的な調査方法・調査対象については、当委員会において協議をし、委員の合意に基づいて進めた。また、委員による聴取を行う際には、複数の委員で聴取を行い、多角的な視点で聴取を行うことができるように配慮した。

当中学校及び教育委員会から、当時の資料で関連するものについては、可能な限り提供を受け、当委員会において検討を行った。

聴取対象者は以下のとおりであり、のべ22時間32分聴取を行った。

- ①生徒A
- ②生徒B
- ③生徒A保護者
- ④生徒B保護者
- ⑤校長
- ⑥教頭
- ⑦教務主任
- ⑧生徒指導主任
- ⑨ 学年主任
- ⑩さわやか相談員
- ⑪スクールカウンセラー
- ⑫養護教諭
- ⑬担任
- ⑭教諭A
- ⑮教諭B
- ⑯教諭C
- ⑰教諭D
- ⑱教諭E
- ⑲教諭F
- ⑳教諭G
- ㉑教諭H
- ㉒教諭I

また、教育委員会に対しては文書で質問をし、回答を得た。

2 当委員会の活動経過及び調査の経過

当委員会において、本事案に係る調査のために行った協議及び聴取の活動経過は以

下の表のとおりである。

	日 時	場 所	内 容
第 1 回	令和 5 年 11 月 27 日 (月)	戸田市役所	調査対象及び調査方法について協議した。
第 2 回	令和 5 年 12 月 18 日 (月)	戸田市立 教育センター	生徒 A 保護者へ重大事態の 対応について説明した。
第 3 回	令和 5 年 12 月 27 日 (水)	戸田市役所	調査対象及び調査方法について協議した。
第 4 回	令和 6 年 1 月 9 日 (火)	戸田市立 教育センター	生徒 B 保護者へ重大事態の 対応について説明した。
第 5 回	令和 6 年 1 月 22 日 (月)	戸田市役所	調査対象及び調査方法について協議した。
第 6 回	令和 6 年 2 月 5 日 (月)	戸田市立 教育センター	生徒 A へ聴取した。
第 7 回	令和 6 年 2 月 17 日 (土)	戸田市立 教育センター	生徒 B へ聴取した。
第 8 回	令和 6 年 2 月 19 日 (月)	戸田市役所	聴取結果について、担当した委員から当委員会に報告し、本事案の構図や事実関係に関して協議した。
第 9 回	令和 6 年 3 月 4 日 (月)	戸田市立 教育センター	生徒 A 保護者へ聴取した。
第 10 回	令和 6 年 3 月 13 日 (水)	当中学校	教諭 A、教諭 B、さわやか相談員、スクールカウンセラーから聴取した。
第 11 回	令和 6 年 3 月 15 日 (金)	当中学校	担任、教諭 C から聴取した。
		戸田市立 教育センター	生徒 B 保護者へ聴取する予定が再調整となった。
第 12 回	令和 6 年 3 月 18 日 (月)	当中学校	校長、教頭へ聴取した。
第 13 回	令和 6 年 3 月 26 日 (火)	戸田市立 教育センター	生徒 B 保護者へ聴取した。
第 14 回	令和 6 年 3 月 27 日 (水)	当中学校	教務主任、生徒指導主任、 学年主任、養護教諭、教諭 D、教諭 E、教諭 F、 教諭 G、教諭 H、教諭 I へ聴取した。
第 15 回	令和 6 年 4 月 18 日 (木)	戸田市役所	聴取結果について、担当した委員から当委員会に報告し、本事案の実態及びそれ

			に対する学校の対応、報告書案等について協議した。
第 16 回	令和 6 年 5 月 23 日（木）	戸田市役所	報告書案について協議した。
第 17 回	令和 6 年 6 月 6 日（木）	戸田市役所	報告書案について協議した。
第 18 回	令和 6 年 6 月 20 日（木）	戸田市役所	報告書案について協議した。
第 19 回	令和 6 年 7 月 10 日（水）	戸田市役所	報告書案について協議した。
第 20 回	令和 6 年 7 月 11 日（木）	戸田市立教育センター	生徒 A 保護者へ調査報告書の概要を説明した。
第 21 回	令和 6 年 7 月 16 日（火）	戸田市立教育センター	生徒 B 保護者へ調査報告書の概要を説明した。
第 22 回	令和 6 年 7 月 17 日（水）	戸田市役所	報告書案について協議した。
第 23 回	令和 6 年 7 月 26 日（金）	戸田市役所	報告書案について協議した。

第 3 当委員会が認定した事実（背景事情及び容易に認められる事情）

本事案では、当事者である A 及び B 双方がいじめの被害を申告しており、両者の言い分が対立している点もある。特に慎重な事実認定が必要になることから、まずは、対立する事実認定の基礎となる背景事情、両当事者の言い分に争いが無い事情または資料によって容易に認められる事情について先に認定し、その後に両当事者の言い分に対立がある点も含めていじめに関連する事実について認定を行う。

日付は特別記載がない限り、4 月から 12 月は令和 5 年、1 月から 3 月は令和 6 年である。

1 当事者について

(1) A は、
 [redacted]
 [redacted]
 [redacted]
 [redacted]
 [redacted]
 [redacted]

(2) B は、
 [redacted]
 [redacted]
 [redacted]
 [redacted]
 [redacted]
 [redacted]

[redacted]連絡帳の回収は、4 月から 5 月ころにかけては、席配置で決まる班ごとに行われており、B はその当時連絡帳の回収係であった。

2 学校について

当中学校は、

3 AとBとの一連のトラブルについて

(1)

(2)

席が前後で、AとBとは、同じジャンルの音楽が好きだったということもあり、その音楽などについて話をするようになった。

(3) においては、生徒から担任へ 連絡帳を提出することになっていた。この連絡帳の位置づけは、生徒自らの備忘録としての性質が強く、日々の教科の持ち物、宿題を記載したり、提出物についての連絡を記載したりする他、日々の出来事について記載する欄（以下「日記欄」とする。）が設けられている。担任は、日記欄について、毎日見ることができるわけではないということをクラスの生徒に伝えており、この方針は学校の方針でもあった。

Aは、4月19日の日記欄に、「最近友達にむしされているよう。」と記載した。これに対して担任は赤字で、「誰かな？今日話聞かせて。」と記載して、実際に、休み時間に個別にAから話を聞いた。

その際、Aは、担任に対して、Bの名前は挙げたものの、「そうかもしれない」という話であり確証はない様子であった。そのため、担任は、同じようなことが続くようであればすぐに伝えて欲しいということをAに伝えて対応を終えた。

(4) Aは、5月12日の日記欄に、「やっぱりBさんにむしされてるみたいです。 の日記かいしゅうしてもらえませんでした。」と記載した。Aのこの記載に対して、担任からの記載はない。

なお、当委員会が収集したA 記載を確認すると、4月17日から5月11日までの間は、担任の筆跡によるものと考えられる字で休日分も含めて欠かさず「○」印やコメントが付されている。また、5月13日もコメントが付されている。すなわち、担任からの記載が確認できないのは5月12日分だけである。

担任は、 の業務があり、Aの5月12日の日記欄は見えていなかった。

(5) 6月6日、当中学校の教頭宛に、Aの父親から手紙が届いた（手紙の日付は6月5日付け）。

その手紙の内容の概要は以下のとおりである（一部原文引用）。

- ・学校から何度も電話があることに感謝をしている
- ・Bと友達になったものの、4月17日から突然無視をされた
- ・4月19日に、無視されている感じがすると日記に記載した
- ・無視はその後も続き A は戦ってきたが、ある日日記が回収されなかったことからAはかなりショックを受けた
- ・Aはそのことを担任に相談しようとしたが、タイミングが悪かったのか相談できなかったため日記に書いて伝えた
- ・次の日から吐き気、頭痛、腹痛の症状が発生し、夜眠れないことや笑わなくなったことにより欠席させている
- ・日記の件に関しては、今の子供達の言葉を借りて言えば既読スルー
- ・Bさんから何故無視をされているのか原因が分からないことでAは悩んでいる

・■にも原因があった事と推察するが、明るい■の姿は最近見ていない

- (6) 6月7日、教頭、学年主任、担任が、Aの母と面談を実施し、日記欄の見落としを謝罪した。その際、Aの母が別の場所にいたAとオンラインでつなぎ、担任からAに対して直接事情を説明し謝罪をした。

6月8日、担任及び教諭Cにより、Bの聴取が実施された。聴取内容については後述する。

6月8日の放課後、担任からAの母親に対して、Bの聴取内容を伝えたところ、Aの母親としては、謝罪は不要であること、
がそれぞれ伝えられた。

- (8) ■地域の祭りがあり、AはAの母と一緒に祭りに出かけた。

Bは同じ祭りに、クラスメイトで友人のP及びPの妹とともに出かけた。AとPも友人である。

AとBとは祭りで出会った。この際のトラブルについては後に検討する。

- (9) 8月1日、Aの母が当中学校に来校した。その際、前日の祭りでの出来事や
について、教頭、教諭C、担任に対して話をした。

8月2日、部活動のため当中学校にいたBに対して、担任及び教諭Aにより聴取が実施された。聴取内容については後に検討する。

4 Bに対する学校が実施した聴取結果について

Bは、6月8日に担任及び教諭Cが実施した聴取の内容について、内心はその記録とは異なると述べているため、先に、同聴取の聴取内容の信用性について検討する。

同聴取について、聴取を実施した担任及び同席した教諭Cによれば、特段威圧的な雰囲気で聞いたとか、Bが萎縮していたというような態度は見られなかった、聴取時間は概ね30分ほどだったと思う、初めBが認めないような態度を取っていたが、担任から良く考えて欲しいということを伝えたところ、無視したかもしれないと認めるに至った、聴取記録にはなるべくBが言ったとおりに記載したとのことである。

聴取記録は次のとおりである。（Bの発言は「⇒」以下である）

- ①Aから「Bに無視されているような気がする」と相談があったことをBに伝える
⇒他の人とも話したかったから、Aさんを放ってしまったかもしれない
⇒人懐っこくていいなと思ったけれど、毎日付き合ってくるのが嫌だなと思っていた

⇒正直、面倒くさいなという思いがあった

⇒10分休みの使い方を自分で決めていて、準備の時間に話しかけられるときは困ったし、そういうときには「ちょっとまって」と言っていたが、無視してしまっていたかもしれない

⇒昼休みとかは、話の合う他の子とも話したかったから放って？無視？していたと思う

⇒Aさんは、ボカロの話を良くしていたが、そこまで詳しく知らないし、日常的な会話がしたかった

②Aから「Bが私の[]連絡帳[]だけ回収しなかったことがある」と相談があったことを伝える

⇒覚えていない

⇒回収するときは、一人ずつ「ある？ある？ある？」と確認していたので回収忘れはなかったと思う

③Bさんに対してどういう気持ちになっているか

⇒無視をしてしまったことを本人に謝りたい

また、聴取記録の末尾には、Bに対して伝えたこととして次の記載がある。

- ・今回の無視するという行動や日頃の言動は、相手への配慮に欠けることがあること
- ・無視することで相手は、嫌な思いをしたり、ひどく不安な気持ちを抱えていること
- ・自分のがんばりやすごさをアピールすることも大事だが、周囲の人がどう思うか考えて、行動したり発言したりしなければならないこと
- ・体育祭や部活動、学習におけるBさんの努力を、先生達はとても感じていること
- ・今後は自己中心的な行動をとるのではなく、周囲に良い影響を与えられるように生活してほしい

末尾の担任の発言について、担任は自分が言ったかはっきりしないと述べているものの、教諭Cによれば、主に話をしていたのは担任であり、この内容は担任が伝えたとして述べており、その記載内容や記載の形式等からしても担任が述べたことと考えられる。

以上を前提にBの6月8日の聴取に対する発言の信用性を検討する。

まず、無視や放っておくという記載内容に関しては、Bは「かもしれない」という言葉遣いや「放って？無視？していたと思う」というように疑問形で伝えたことが伺える。Bの当委員会の聴取に対する受け答えの様子及びBに関わる教諭からの聴取結果からすると、Bは相手が大人であったとしても物事をはっきり述べられる性格をしており、普段はこのように疑問形で話をするのではないと考えられる。このようなあいまいな表現あるいは疑問形を用いた表現をしていることからすれば、Bの真意に沿わない話をしているという態度とも受け取れる。また、当初BはAに対する無視を認めていなかったが、担任及び教諭Aが話をする中で認めるにいたったという経緯は、概ね一致するものであり、Bが教諭らの態度を見て話を終わらせるために教諭らの求める回答をしようとした可能性を否定できない。加えて、聴取記録の末尾の記載からすると、本件に関係のない日常生活におけるBの態度についての指導も聴取と同時に行われていたことは明らかであり、Bに対して教師の言うことを認めない限り指導が終わらないという印象を抱かせた可能性がある。このような事情からすれば、Bが述べるように、自らの真意に沿わない内容であるが、教諭らの意を汲んで認めたという話についても一定の合理性が認められるというべきである。したがって、学校の聴取記録にある無視やAを放っておいたという自らの非を認める旨のBの発言は、

Bの真意に基づくものであるとまでは認定できない。

なお、上記以外のBの発言については教諭らの意を汲むような発言内容ではないことから、そのときのBの認識に基づいて説明した内容と認めることができる。

第4 当委員会が認定した事実（いじめに関係するもの）

本件では、当事者双方がいじめを受けた旨の被害申告をしている。そこで、両者の申告について、時系列順に検討した上で、いじめ防止対策推進法に基づく「いじめ」にあたる事実があるかどうかを評価することとする。あわせて、本調査の目的を踏まえた場合、まずは学校としてどのような対応をすべきであったかという点について示すことが再発防止に資すると考えられることから、どのような指導が必要だったかという点について、一定の検討を行うこととする。なお、この指導については、唯一絶対的な対応という趣旨ではなく、あくまでも例示であり、具体的な対応については個別具体的な事案ごとに検討されるべきである。

1 4月17日またはそのころ、BがAを無視したという点について

(1) 当委員会が認定した事実

当委員会は、「AとBは、4月に学校が始まった初期のころは頻繁に話をしてしたが、4月中旬ころからBがAから距離を取ることでより会話が減少し、5月ころにはほとんど会話がなくなった」という事実を認定した。

(2) 理由

ア Aからの聴取内容

Aは、当委員会の聴取に対して、この点については概要以下のように述べている。

- ・Bとは共通の趣味があり、その関係の話をするようになった
- ・Bから話しかけられることが多く、Aは話を聞いていることが多かった
- ・時期はあまり覚えていないが、AがBに話しかけても返事をしないような態度に突然変わってしまった
- ・その後に [] に記載をして担任の先生に相談した
- ・担任の先生からは、またあったらすぐに話をしてと言われた

イ Bからの聴取内容

Bは、当委員会の聴取に対して、この点については概要以下のように述べている。

- ・Aとは好きなものの話が合って、 [] その話をすることが多かった
- ・Bは他の小学校から来たということもあり、いろいろな人と話をして友だちになりたかったが、Bが他の人と話をしようとすると、Aが遮るようにして話をしてくるため、他の人と話ができないという状況があった
- ・Bはその状況がおかしいと感じたこと、またAが頻繁に話しかけてくること、Bが次の時間の準備などで時間を取りたいと言っても話しかけてくることなどから、距離を取ろうと思って距離を取り始めた。具体的な日付は覚えていないが、4月中旬くらいからだと思う
- ・5月ころには、Aから話しかけられるということはほとんどなくなったと思う
- また、Bは、当委員会の聴取に対して、6月8日に担任及び教諭Cが行った聴取について、概要以下のように述べている。
- ・その日は、AがBに無視されたことにより不登校になったということを言われ聴取を受けることになった
- ・初め、自分としては無視してはいないということを伝えたが、担任が、良く考えるようにと言って自分の言うことを信じてくれないように受け止めた。時間も長くなり、これは自分が認めるまで許してもらえないという気

持ちもあって、最終的には、Aを放ってしまったかもしれない、無視してしまっていたかもしれないなどという話をしてしまった

ウ 検討

まず、無視したか否かは当事者の内心により決まる事柄ではなく、客観的に、例えば一方が話しかけたことに対して返事をしない、あえて聞こえないふりをするなどの対応が積み重なることによって「無視」といえる状況になる。Aの聴取の内容からしても、具体的な場面でのBの態度は明らかになっておらず、Aが話しかけたことに対して、Bが意図的に無視をしていたという事実を認定することはできない。

他方で、Bは当委員会の聴取に対しても、距離を取ったことについては自認しており、5月ころにはほとんど会話がなくなったという状況も説明している。そして、これはB側の態度の変化によるものであり、A側の態度がそれまでと変化したというような事情はない。

そこで、上記のとおり認定をした。

エ 認定した事実がいじめにあたるか否かの評価

AとBとは、4月という時期に、それぞれ希望や期待を胸に抱きつつ、緊張や不安も同時に感じており、様々な気持ちがない交ぜになる状況で、席が近いこともあって、話をしていたことが伺われる。

その中で、Aはその態度を変えていないにも関わらず、BがAから距離を取るという態度に変化させ、それまでとは異なり会話が減少するなどの状況が発生すれば、Aとしては、Bに対して何か悪いことをしたのではないかなどと考え悩むという反応をすることは当然の反応であると評価できる。

また、Aは、その気持ちを日記欄に記載することにより、担任にも相談しており、そのときのAが不安を抱えていたという気持ちに沿う行動を取っている。

したがって、Aとしては、かかるBの行為により傷ついていたと評価できることから、BがAから距離を取ったという行為はいじめであると評価できる。

オ いじめ対応についての検討

エで結論づけたように、BがAから距離をとったという行為がいじめにあたる。学校側がこのいじめを認識した時、すなわち、Aが連絡帳の日記欄に記載した時点での初期対応に課題があったと理解できる。この時期やその時点でのAとBとの関係性などを踏まえれば、BがAとうまくコミュニケーションを取れなかったということは理解できよう。そのため、担任が中立的かつ支援的な立場で、AとBの気持ちを丁寧に聴き取り、コミュニケーションの取り方について指導する対応も考えられる。

2 4月上旬から中旬にかけてBがAから執拗に話しかけられたという点について

(1) 当委員会が認定した事実

当委員会は、「AがBに対して積極的に話しかけることはあり、AがBに話しかける頻度は、少なくともBとしてはAから話しかけられることにより他の人と話をする機会が減っていると感じるものであった」という事実を認定した。

(2) 理由

ア Bからの聴取内容

- ・Bはいろいろな人と話をして友だちになりたかったが、Bが他の人と話をしようすると、Aが遮るようにして話をしてくるため、他の人と話ができないという状況があった
- ・Bは授業などの用意があるから話しかけないで欲しいとAに伝えたが、Aは話しかけることを止めてくれなかった

イ Aからの聴取内容

- ・AとBとの会話では、Bが主に話しており、Aから話しかけることは少なかった。Aから執拗に話しかけたり、Bが他の人と話をするのを妨害するようなことはしていない
- ・Aは、Bが止めてと言っているのに話し続けたこともない

ウ 検討

まず、AがBに対して話しかけることがあったかという点について検討する。Aは当委員会の聴取においてこれを否定している。しかし、通常、新しく中学生になった生徒であれば、席の近いクラスメイトらとコミュニケーションを取ろうとするのは自然であり、Aもその当時他者とのコミュニケーションを特別避けるような態度はとっていなかったことからすれば、Aから話しかけることがあったとしても不自然ではない。そして、Aは、4月19日の日記欄に、Bから無視されているような気がするという記載をしている。Aが「無視された」と感じていたということであれば、自分が話しかけたことに対してBが反応しなかった場面があったと考えられる。AからBに話しかけることがほとんどないという関係性であれば、BがAに話すのを止めただけということになり、Aが無視されたと感じるとは考えにくい。それについてAが思い悩むということはさらに考えにくくなってしまう。以上の事情から、頻度は不明であるもののAがBに対して話しかけることはあったと考えるのが自然である。

続いてその頻度について検討する。執拗か否かは明確な基準があるわけではなく、個々人の感じ方によっても異なる。Bは、Aがしつこかった旨を述べているが、具体的にどのくらいの時間・頻度であったかということは明らかになっておらず、またこの状況について近くの席の生徒から聴取をすることもできなかった。BがAから距離を取ったということは、前項で認定したとおりであり、BがAから距離を取るような他の出来事はなかった。よって、Aのコミュニケーションの取り方も踏まえて、Bとして距離を取りたくなる程度に話しかけられたということを認定した。

エ 認定した事実がいじめにあたるか否かの評価

Bは、4月中旬ころからAとは距離を取っており、6月8日の聴取の際にも、嫌だという気持ちになった旨を述べていることから、BがAから話しかけられることについて嫌な思いをしていたと認めることができる。

したがって、BはAからのコミュニケーションの取り方により嫌な気持ちになっていることから、Aのかかる行為はいじめであると評価できる。

オ いじめ対応についての検討

エで結論づけたように、AからBに話しかける行為に対してBが嫌だという気持ちになったことがいじめにあたる。学校側がこのいじめを認識した時、すなわち、Aが連絡帳の日記欄に記載した時点での初期対応に課題があったと理解でき

る。この時期やその時点での A と B との関係性などを踏まえれば、A が B とうまくコミュニケーションを取れなかったということは理解できよう。そのため、担任が中立的かつ支援的な立場で、A と B それぞれの気持ちを丁寧に聴き取り、コミュニケーションの取り方について指導する対応も考えられる。

3 B が A の連絡帳を回収しなかった点について

(1) 当委員会が認定した事実

当委員会は、「5月12日より以前のある一日について、B は A の連絡帳を回収しなかった。その際、B が A に対して『ある?』などの声をかけたかどうかは不明である。」と認定した。また、B が A との間で連絡帳の回収についての具体的な言及をしたことまでは認められなかった。

(2) 理由

ア A の聴取内容

- ・ B が A の連絡帳だけを回収しなかった
- ・ B から、「ある?」と聞かれたことはなかった
- ・ B が「連絡帳出して」と言ったことに対して、「ちょっと待って」などと言ったり、回収についてのやりとりをしたりすることはなかった

イ B からの聴取内容

- ・ A に対して、連絡帳はあるか聞いたところ、探してみると言ったので待っていた
- ・ 時間は8時25分であった
- ・ 8時28分になってしまっていて提出しなければいけない時間になったので、改めて A に連絡帳を出すように言っても答えがなかったので、A のものを除いて提出をした
- ・ そのことについて担任に報告したことはない
- ・ A がその後連絡帳を出したか分からない

ウ 検討

(ア) I この点については、A と B との言い分が明確に対立していることからより一層慎重に検討を行った。

II まず、このやりとりがあった時期は正確には不明であるが、A が5月12日の日記欄に、B に連絡帳を回収してもらえなかった旨の記載をしていることから、5月12日に近接する同日より前の出来事であると考えられる。

このころの A と B の関係性は、比較的会話をしていた程度のものであったが、4月中旬ころから B が A から距離を取り始めたことにより会話が減少し、会話がほとんど無くなった時期であった。

A は、B の態度が変化した原因について心当たりがなく、何かしてしまったのではないかという不安を抱えていた。他方で、B は、この時期 A とは別の生徒ともコミュニケーションを取るようになっていたと考えられ、A の様子をことさら気にかけるようなことはなかったと考えられる。

III 学校が6月8日に実施した B に対する聴取の際、B はこの点について、

- ・ 覚えていない
- ・ 一人ずつ声をかけていたので回収忘れは無かったと思う

と回答している。それ以上に、時間や A との会話については回答していなかった。

IV 9月1日、B の保護者と学校の話合いが行われ、A が連絡帳を持つてくることを忘れたかもしれないと発言したとの記録が確認できる。なお、その話合いの場には、B はいなかったものの、記録は B の保護者において行われ、当委員会へ提出されている。

その記録には、8時25分ころ、BがAに対して声をかけたところ、「忘れてしまったかもしれない」と回答があったので、その発言を受けて8時27分ころに、Bは朝の会に間に合うように他の班員5名分を教卓に提出したと記載されている。

この点について、当委員会が行った聴取結果とは、Aの発言について、「忘れてしまったかもしれない」と言ったのか、「探してみる」と言ったのかという違いがある。また、確認した回数についても、2度確認したのか、1度しか確認していないのかという点で違いがある。

(イ) 前記(ア)を前提に検討する。

まず、この時期BはAから距離をとる傾向にあり、Aに対して特別な関心を有していなかった。そうすると、Aに対してコミュニケーションを積極的にすることは無かったと考えるのが自然である。

また、6月8日に学校が実施したBに対する聴取の際に、Bは、覚えていない、普段は一人ずつ声かけをしていたと述べるにとどまっていた。

確かにこの聴取はBにとっては突然行われたものであり、準備をしないまま聴取に応じたことにより、思い出すことができなかったものが、後になって思い出されるということがないとはいえない。しかしながら、一般的には、記憶は時間とともに曖昧になっていくことが多く、時間経過があるにも関わらず、詳細かつ鮮明になっていくということは考えにくい。

上記(ア)で検討しているとおり、Bの話す内容は、①6月8日の時点では、覚えていないと述べ、②9月1日の時点では、8時25分ころ、BがAに対して声をかけたところ、「忘れてしまったかもしれない」と回答があったので、その発言を受けて8時27分ころに、Bは朝の会に間に合うように他の班員5名分を教卓に提出したと記載が認められ、③2月17日の時点では、8時25分ころにAからちょっと待ってと言われて待っていたが、Aが出さなかったので再度出さないのか確認したが返事がなかったので時間に間に合うように提出したと述べている。このようにBの発言内容は、時間の経過とともにより詳細になっており、一般的な記憶の経過に反するという他はなく、信用性を減少する方向に評価せざるを得ない。

加えて、2月17日の聴取において、Bは、1回目の確認ではAがちょっと待ってと言っていたが、2回目の確認ではAは何も発言しなかったと述べている。また、9月1日の記録において、Bは、Aが忘れたかもしれないと言ったので提出したと記載されている。この二つのBの話は、BがAの連絡帳を回収しなかった原因が異なり、同一の経過を違う言葉で表現したとはいえず、実質的に異なった内容であると評価できる。そうすると、Bは2つの時点で実質的に異なる話をしたことになり、連絡帳を回収する際のAとのやりとりについて、記憶が鮮明であるとは言えない。したがって、この点からも、信用性を減少する方向に評価せざるを得ない。

(ウ) 他方で、Aは、4月19日の日記欄に、友達から無視されているような気がするという記載をし、5月12日にBから無視されているみたいという記載をしている。

4月19日時点ではBに無視されている可能性があると考えられる程度だが、5月12日時点でははっきりとBに無視されている可能性が高いと考えた様子が見えらる。

また、AはBに連絡帳を回収されなかったことに対して驚きと悲しみを抱いたことが認められる。もし、9月1日以降にBが述べるように、連絡帳の回収についてAとBとの間にやりとりがあったとすれば、Aがそのような気持ちに

はならず、日記欄に無視されていると記載して担任に状況を伝えようとするのは不自然である。さらに、自分の保護者に対して無視された原因が自分にあるのではないかという不安を伝えるのは、より不自然である。

これに加えて、担任からの聴取によれば、Aが後から[]を提出してきたことが一度だけあり、その際は個人的に提出してきたということである。Aは個人的に担任に提出したこともあり、担任に対して口頭で自分のものだけ回収されなかったと告げる機会もあったと言えるが、Aはそのような行動を取っていない。この流れは、Aの保護者の手紙の、担任に相談しようとしたがタイミングが悪かったのか遮られたという記載や、Bとの関係を悩んでいるという記載とも整合的であり、AがBとの関係に悩みながら生活していたという当時のAの心情とも合致する。

以上の検討からすると、AがBから連絡帳を回収されなかったと話していることは、その後の資料及び状況からしてAの当時の心情と整合的であり、そのころのA及びBの関係性とも整合的である。Bが述べるような具体的なやりとりが行われていたとすれば、この時点でのAとBの関係性を踏まえれば、Aが当時からそのことをあえて述べないという理由は考えにくい。Bの話は、Aがどんな反応をしたかという極めて重要な点について、6月、9月、2月の時点でそれぞれ違いがあり、これを些細な違いとみることもできないものの、少なくとも信用性が高いとまでは言えない。そうすると、当委員会が収集できた資料をもとにした場合、この点に関してはBの話と比較した場合にはAの話の方が信用できるといえ、Bの述べるような具体的なやりとりがあったことは認定できない。

(エ) 他方で、Bが全くAに声をかけていなかったかどうかについては、別途の検討を要する。

当時のAとBとは、授業中など必要なときにはBはAと話をしていただとことであり、全く会話がないうわけではなかった。BはAから距離をとる傾向にあったが、授業中必要なときにすら会話をしないというものではなく、実際授業中の態度等についてどの教科においても担当の教諭から注意を受けるようなことはなかった。

したがって、BはAに対して、授業以外で必要とされる程度のやりとりは行っていたと考えられる。

そして、全く声をかけずに連絡帳を回収をしていくということは、一般的には考えにくく、回収する際に声をかけることは自然な対応であると考えられる。

そうすると、Bとしては声をかけたが、Aが気づかなかったという可能性も否定できず、BがAに対してその日だけ全く声をかけなかったということまでは認定できない。

なお、上記(イ)で認定したとおり、Bは当委員会の聴取や保護者が同席しての話し合いの際に、自らの記憶に反することを述べている可能性がある。仮に自らの記憶に反することをあえて述べたというのであれば、自分の都合の悪いことについては隠そうという態度の現れであり、したがってAの話のとおり全く声をかけなかったことを隠すためにこのような態度を取っていると考えることも不可能ではない。しかしながら、Bとしては特に8月2日に行われた学校の聴取に対して納得がいけないという気持ちを強く持っており、[]明らかである。また、先に検討した6月8日の聴取記録からも、Bとしては担任の聴取のあり方に納得していない様子が見て取れる。そうすると、このような学校の態

度に対抗するために、無意識的に記憶が詳細化され、反芻するうちに固定したという可能性も否定できず、Bの当委員会の聴取に対する態度から直ちにAに対する声かけを全くしていなかったということを認定するのは不合理であり、論理的にも飛躍がある。したがって、Bが当委員会の聴取に対して作為的に記憶と異なる内容を述べたとまではいえない。

(オ) 以上の検討を踏まえて、当委員会としては、「5月12日より以前のある一日について、BはAの連絡帳を回収しなかった。その際、BがAに対して『ある?』などの声をかけたかどうかは不明である。」と認定した。また、BがAとの間で連絡帳の回収についての具体的な言及をしたことまでは認められなかった。

エ 認定した事実がいじめにあたるか否かの評価

Aの認識としては、Bが他の班員の連絡帳は回収したにもかかわらず、Aのみの連絡帳を回収しなかったというものであったと認められる。

Aは日記を回収されなかったことについて、驚きと悲しみを感じたと認められる。

さらに、日記欄に記載し、保護者にも相談するなどの対応をしている。また、その後、体調を崩すなどしており、その気持ちが相当期間継続していたと認められる。

そうすると、Aは、このことにより、心身に非常に大きな苦痛を感じたと評価できることから、かかる行為はいじめにあたりと評価できる。

オ 指導についての検討

この時点では、Aは4月中に抱えた不安感を払拭できないままBが連絡帳を回収しなかったという出来事を経験しており、Bに無視されているという不安感が相当増大していたと考えられる。ただし、Aの気持ちは、自分が何かしてしまったのではないかという不安が強かったと考えられる。

他方で、Bは、それまでAがそのような気持ちを抱えているということは知らなかった。

そこで、この段階では、Aの気持ちを丁寧に聞いた上で、Bに対して、コミュニケーションの取り方に一定の問題があることを指導した上で、そのような状況で一定の事実が重なると相手が不安に感じるということを理解するための指導が必要と考えられる。その上で、双方の気持ちが納得するような謝罪なり、距離を確認するなどの方法で、一定の区切りをつけるという対応が考えられた。

4. [] 地元の祭りにおいてBがAを無視した点について

(1) 当委員会が認定した事実

当委員会は、「[]」に行われた地元の祭りにおいて、AとBとはたまたま会って、AがBの方に近寄った際にBがAから顔を背けた」という事実を認定した。

(2) 理由

ア Aの聴取内容

Aは母親とともに祭りに来ていた。少し離れたところにクラスメイトのPとPの妹を見つけたため、声をかけようと思って近づいた。近くまで来たところでPの隣に誰がいるのに気がついた。のぞき込むようにして見たところ、Bであった。

BはAに気がつく、フンツと声を出して顔を背けた。Aもびっくりして固まってしまい、そのままその場を離れ母親のもとへ戻った。母親は1メートルくらい後ろにいた。

イ Bの聴取内容

BはクラスメイトPとPの妹と一緒に祭りに来ていた。Aが近くに来る前から

少し離れたところにAとAの母親がいることに気がついていて、AがPを見つけたようで近くに寄ってきた。Bはどうしようと悩んでいる間にAがそばに来て、Bをのぞき込むようにして来た。

Bはどうすれば良いかなと悩んでいたこと、また気まずいという気持ちもあったことから目をそらした。すると、Aもびっくりしたようでそのままその場を離れ母親のもとへ戻った。Aの母親がすごい顔でこちらを見ていた。Aの母親とは屋台4～5軒分くらい離れていた。

ウ Aの母親からの聴取内容

Aは母親とともに祭りに来ていた。Aは、少し離れたところにクラスメイトのPとその妹を見つけたため、声をかけようと思って近づいた。自分は2メートルほどの距離で後ろから見ていた。Aが近づいたところ、Bがわざとらしい動作でプイッと顔を背けた。

Aはすぐに自分のもとへ戻った。Bの態度から全く反省していないと感じた。

エ 検討

まず、AとAの母とBのそれぞれについて、当時の状況についての話は、当事者間の距離、Bが意図的にAから顔を背けるような態度をしたか否かについては相違するものの、その他の点については概ね一致していると考えられる。

この点に関連して、A及びAの母は、Bが意図的に顔を背けた、「フンッ」と声も出していたと述べている。しかし、それなりに人がいるであろう祭りにおいて、Aの母が述べている位置関係を前提にした場合、Bの発言内容までAの母親に聞こえるような大きな声をBが発したとすると不自然であり、そうすると、Bの顔を背ける行為が、Bの意図的なものであるということを支える事情が他に存在しないことから、Bが意図的に顔を背けたとまでは認定できない。

一方で、Bは当委員会の聴取に対しては、「目を背けた」旨の回答をしているが、8月2日に行われた学校の聴取に対しては「顔を背けた」と回答している。目を背ける場合、顔も一緒に動いてしまうことが自然であり、かつ、B自身が認めているとおりの時点でBはAと会うのが気まずいという気持ちであったのであればなおさら顔も一緒に動くと考えられる。加えて、A及びAの母が顔を背けたという話をしていること等を踏まえれば、Bが顔を背けたと認定できる。

以上の検討により、上記のとおり認定した。

オ 認定した事実がいじめにあたるか否かの評価

Aとしては、XXXXXXXXXX1学期の初めのころから、Bから無視をされ、不安や苦悩を抱え、それが十分に解決されないまま夏休みを迎えた。そのようなAとBの当時の関係性を踏まえれば、Bが意図的で無かったとしても、顔を背けられれば、AとしてはBが意図的に顔を背けたと感じると思われ、苦痛を感じるのは当然であるといえる。

したがって、Bの行為により、Aが苦痛を感じたと評価できることから、Bの上記行為はいじめにあたると思評価できる。

カ 指導についての検討

この時点では、Aは、一学期中の出来事を通じてBが普通のクラスメイトとして接してくれるという期待を抱いていたと考えられる。他方で、Bは、6月8日の聴取の際に一般的な生活態度を指導されただけで、例えばAとの関係で、Aとしては普通のクラスメイトとして接することを希望しているから、会ったときには普通にあいさつをするなど変わらず接するようにというような指導は受けていない。

このようなギャップは、主に学校の対応に起因することから、この時点での指導を検討するのであれば、まずは、学校が誤解を与えてしまった可能性について

丁寧に説明をし、両当事者の気持ちを解きほぐすことから始める必要があるといえる。その上で、両当事者として、どのような気持ちでこの後接していきたいのか、あるいは距離を取るなどの対応を希望するのかということを確認して、その希望に沿って対応を検討すべきであろう。

第5 当委員会がいじめと認定しなかったもの

- 1 前記第4で認定したいじめ以外にも、Bからは、「Aが『Bから無視されている』ことを担任に申告したこと」がいじめである旨の申し出があった。

その理由は、本来であれば、BがAを無視した事実はないにも関わらずこの申告をすることによって、Aの申告に基づいた聴取をBが受ける結果を生み、Bとしてはそれにより嫌な気持ちになったのであるから、Aの行為によってBが嫌な気持ちになるという関係が認められ、いじめ防止対策推進法に定めるいじめにあたるというものである。

そこで、この点についての当委員会の検討結果を示すこととする。

- 2 いじめ防止対策推進法はいじめの定義は、同法2条によれば、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とされている。

また、いじめ防止対策推進法は、いじめの早期発見の措置として、「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。」

（同法第16条1項）、「国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。」（同法第16条2項）、「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。」（同法第16条3項）と定め、いじめを受けたと感じた児童生徒からの相談に学校が適切に対応すること及び学校側からも積極的に相談に乗ることを推奨している。

他方で、同法4条では、「児童等はいじめを行ってはならない」と定めており、児童生徒に対して、全面的にいじめを行うことを禁止している。また、同法には、いじめの調査の結果、いじめを申告した児童生徒の申告が認定できなかった場合に、その申告に対する措置や対応を定める規定はない。

いじめ防止対策推進法の規定を全体として読めば、児童生徒からの申告を積極的に求めているというべきであり、これも同法でいういじめに該当するとしてしまつては、同法4条でいじめを禁止していることと論理的な矛盾が生じることになる。したがって、相手方となる児童生徒をあえて陥れる手段として使用するような場合を除いては、自らが感じたことを担任ら教師に相談することが直ちにいじめに該当することは、いじめ防止対策推進法の規定上考えられない。

- 3 また、いじめ防止対策推進法は、いじめ被害の相談を受けた学校が、その申告に対して、被害者側に対する対応も、加害者側に対する対応も適切に行うということをも前

提にしている。そして、いじめ防止対策推進法上、いじめの疑いがある場合には、当該児童生徒に対して事実確認を行うことを求めている（同法23条2項等）。

したがって、いじめ防止対策推進法において、いじめの相談を受けた学校が、その相手方に対して調査を行うこと自体は法に定める対応ということができ、その調査自体がいじめになるとして法が禁止しているとは考えられない。

仮に、学校の調査の結果、調査対象者が傷付いてしまったということであれば、それは学校の対応に原因があるということであり、そのような事態は法が予定していない事態であるといえる。

- 4 本件について検討すると、Aが行ったのはいじめに関する相談であって、その内容もあくまでも自らの内心の問題として伝えるにとどまっており、担任に相談をすることを主な目的としていた。確かに、当委員会の調査の結果、BがAを無視していた事実までは認定できなかったものの、当委員会の調査は、資料が限定されている関係もあって自ずと限界があることから、当委員会が、無視をしたという事実を認定できないからといって、直ちに実際にそのような事実が全くなかったということにはならない。加えて、当委員会の調査の結果、BがAから距離を取ったという範囲では事実を認定しており、Aが虚偽の申告をしたというような事情は確認できなかった。

Bが、学校の聴取の結果傷付いたということは、当委員会としても認定するところであり、これは学校の対応としては極めて問題のある対応であることは、本報告書でも後に指摘している。また、前項で指摘したとおり、学校の聴取が適切に行われなかったということは法の予定していない事態である。

以上の検討のとおり、当委員会としては、「Aが『Bから無視されている』ことを担任に申告したこと」はいじめ防止対策推進法上のいじめにはあたらないと判断した。

第6 当中学校のいじめ防止対策基本方針について

当中学校のいじめ防止基本方針のうち、本件と関係が深いと考えられる点については、概ね以下の内容が定められている。

1 組織 いじめ問題対策委員会

ア 構成

校長 教頭 主幹教諭（教務主任） 生徒指導主任 各学年主任 教育相談部代表 養護教諭 さわやか相談員 学校運営協議会代表 PTA 会長 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

イ 役割

- ・いじめの未然防止・早期発見のための実効的な取り組み
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、認知の判断、事案対処
- ・学校基本方針の点検・見直し
- ・いじめ防止に係る校内研修等の企画
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクル機能の推進
- ・いじめの相談・通報の窓口

ウ 開催

この委員会は、年間最大3回開催するが、重大事態等必要に応じて校長が招集することができる。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法の定義と同様である。

3 いじめの早期発見

本校では、全教職員が「いじめはどの生徒にも起きている」との認識のもと、学校基本方針に基づき、企画委員会・生徒指導委員会・教育相談部会・各教科当部会を活用していじめの早期発見に努める。

各委員会等での「いじめの早期発見 3原則」

①生徒の小さな変化を見逃さない。

②気づいた情報は確実に共有する。

③速やかに、みんなで対処する。（躊躇ない報告と臨時会の招集）

※報告5W1Hの徹底（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

(1) 企画委員会

構成員：校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・事務担当・各学年主任

本委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活を送れているかを学校評価（生徒・保護者・教員・学校運営協議会委員が調査対象）を通して検証し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会

構成員：校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・各学年生徒指導担当教諭・養護教諭・すこやかサポーター

本委員会では、「いじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換・共有に勤め、いじめの未然防止・早期発見・初期段階での対処に取り組む。

(3) 教育相談部会

構成員：校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・各学年教育相談担当教諭・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員・ボランティア相談員

本部会では、さわやか相談室との連携を密にし、情報交換を通して、発見の困難ないじめの顕在化に努める。また、学期ごとに「心の相談アンケート」を実施し、悩みを抱えた生徒の早期発見に努める。

さらに、さわやか相談室を中心として、生徒がいつでも相談できる体制を構築し、教員に伝えにくい悩みの相談にも適切に対応する。

(4) 各教科等部会

構成員：各教科等担当教諭

本部会では、日々の教育活動こそが生徒の心を育む場と捉え、生徒理解に取り組み、わかる授業、楽しい授業づくりに努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。そのために、常に研修に励み、授業力向上に努める。

また、各部会では、全国及び埼玉県学力・学習状況調査をはじめとする諸調査の結果分析を行い、各教科等の課題を明確にして対応策を講じるとともに、個々の生徒の実体を把握して心身の変化・変容を見取る。

4 いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりせず、管理職のリーダーシップのもと、組織で対応する。解決に向けた対応では、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。

(1) いじめている生徒への指導

いじめ事案の内容・関係生徒・その経過等について十分把握し、人権に配慮しながら、いじめが「決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解

させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては関係機関等とも連携を図る。

①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。

②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。

③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。

④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。

⑤多くの教職員の協力を得ながら、指導を継続し観察する。

⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、生徒同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係を築く。

⑦いじめは複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2) いじめられている生徒への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しない。本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を傾聴するとともに、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築くことに努める。

①生徒の希望により、秘密を守ることを前提として話し合う。

②いじめを通して味わったつらさや悔しさを受容し、共感的に理解する。

③当該生徒の不安を除去し、精神的・身体的な安全確保に努める。

④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自己肯定感を高めさせる言葉がけを積み重ねる。

⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらなる自己肯定感の醸成を支援する。

⑥機会あるごとにコミュニケーションを図り、当該生徒との信頼関係を築く。

(3) 集団への指導

いじめをしない、させない、許さない風土を、学級をはじめとするさまざまな集団全体につくり、所属する者全員で課題を解決していく集団づくりに努める。

①集団内の身近な問題を取り上げたり、様々な話題を提供したりして、話し合い活動を通して解決に向けて取り組める集団をつくる。

②見て見ぬ振りをやめることが、いじめ根絶につながることを指導する。

③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。

④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。

⑤日頃から道徳教育の充実を図る

⑥学校行事を通して学級の連帯感を育てるとともに、学級活動を通して望ましい人間関係形成に努める。

5 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめ解消の2要件

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめられている生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの

被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会または学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめている生徒・いじめられている生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめられている生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、当該生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

当該生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、当該生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。また、学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、当該生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を設定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめられた生徒及びいじめていた生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

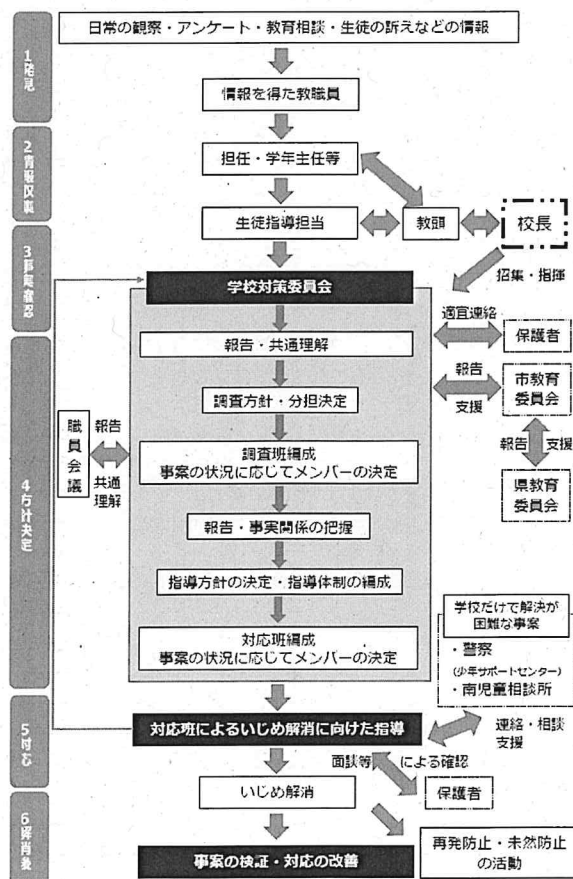
(2) 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する。

6 いじめ問題の組織的対応

別表のとおり、フローが定められている。

(別表)



7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法に定める定義と同様である。

(2) 重大事態の調査

本校では、重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、学校対策委員会が主体となって当該事態を調査する。

また、必要に応じて外部機関とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及びいじめられている生徒への支援、いじている生徒への指導等を協議する。

調査では、重大事態に至る要因といじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する生徒間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。

いじめられている生徒から可能な限り事情を聞き取った上で、在籍生徒や教職員に対する調査（質問紙調査や聴き取り調査）を行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害生徒の学校復帰が阻害されることのない最大限の配慮をする。

同時にいじめられた生徒へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聞き、状況に応じて臨床心理士にカウンセリングをうけさせるなど、継続的なケアに努める。

(3) 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめられている生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

情報提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分配慮し適切に提供する。

調査結果については、市教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめられている生徒又はその保護者が希望する場合は、当該生徒や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市教育委員会を通して市長に提出する。

第7 当中学校が行ったいじめ等の対応について

1 学校について

[Redacted text block]

2 当中学校のいじめ対応に当たった組織

前記第6のとおり、当中学校のいじめ防止対策基本方針においては、いじめ事案が

発生したと疑われる場合には、主に、生徒指導委員会が初期対応に当たること、教育相談部会が継続的な被害者のケアに当たること、学校対策委員会がいじめの調査、指導を行い、いじめの解消に向けた継続的な対応を行うこと及び事案の検証・対応の改善、再発防止・未然防止に向けた対応を行うことが定められている。

当中学校においては、生徒指導委員会及び教育相談部会は毎週1時限ずつ実施されていたことが認められる。しかしながら、いじめ防止対策基本方針が定めている構成員によるいじめ問題対策委員会は開催が確認できない。

学校関係者からの聴取及び報告書によれば、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・[]学年主任・担任（ただし、担任は[]生徒指導担当である）・[]担当教員・養護教諭を構成員とする学校対策委員会による会議が、8月31日及び10月13日にそれぞれ開催されている。この委員会は、基本方針の「5 いじめ問題の組織的対応」に定める学校対策委員会である。いじめ問題対策委員会には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーという学校外部の専門家が委員となっているが、学校対策委員会は上記のとおり学校の内部の教員のみで組織されているという違いがある。

3 4月から5月にかけてのA・B間のいじめについての学校の対応

学校の記録によれば、当中学校は以下の対応を行っていたことが認められる。なお、学校作成の記録は、その体裁、記載内容からして、適時・適切に作成していたと認められ、関係者の聴取結果とも整合しているため、本件においては学校が作成した記録の信用性にはBに対する聴取結果に関するものを除いて問題がないものと認める。

(1) BによるAに対するいじめの認知について

6月6日、Aの父から、担任、教頭宛に手紙が届いた。

手紙の内容は、概ね以下のとおりである。

- ・Bに無視されていて、その中で、Aの日記帳だけBに回収されなかったことからショックを受けていた
- ・Aは自分に落ち度がなかったか気にしていた
- ・担任に相談しようとしたが、タイミングが悪く話ができず、日記にいじめのことを記載したがコメントがなかった。その後、吐き気、頭痛、腹痛の症状が発生し、夜眠れなくなったり、笑わなくなったりしたので欠席させている
- ・担任から日記帳の返答がなかったこと、Bから無視されたことで、Aは悩んでいる。妻は今回の件を生徒と担任からの「W無視」と言っているというものだった。なお、担任のまとめには、Aの母親が二重に無視されていると感じていることについての記載はない。

6月7日、これを受けて、教頭及び[]学年主任、担任は、Aの母と面談を実施し、手紙のとおり現状を確認した上で、日記帳の件については担任が忙しくその日のコメントを見られなかったことを伝え、謝罪した。また、Bに対しては事実確認を行うこと、Aが安心して学校に来られるように対応することを伝えた。また、面談の際、Aの保護者にオンラインでA本人ともつないでもらって、同内容をA本人に対しても伝えた。

(2) Bに対する聴取及び指導について

6月8日1時限目、担任及び教諭Cにより、Bへの聴取が行われた。この際、担任が主に聴取役、教諭Cが主に記録役をするという役割分担が決まっており、また担任によれば、管理職から聴取と指導を分けるようにというアドバイスを得ていたとのことである。

聴取経過及び内容は、概ね以下のとおりである。

- ①Aから「Bに無視されているような気がする」と相談があったことをBに伝える

⇒他の人とも話したかったから、Aさんを放ってしまったかもしれない
⇒人懐っこくていいなと思ったけれど、毎日付き合ってくるのが嫌だなと思っていた
⇒正直、面倒くさいなという思いがあった
⇒10分休みの使い方を自分で決めていて、準備の時間に話しかけられるときは困ったし、そういうときには「ちょっとまって」と言っていたが、無視してしまっていたかもしれない
⇒昼休みとかは、話の合う他の子とも話したかったから放って？無視？していたと思う
⇒Aさんは、ボカロの話を良くしていたが、そこまで詳しく知らないし、日常的な会話がしたかった

②Aから「Bが私の[]連絡帳[]だけ回収しなかったことがある」と相談があったことを伝える

⇒覚えていない

⇒回収するときは、一人ずつ「ある？ある？ある？」と確認していたので回収忘れはなかったと思う

これに対して、担任からAさんの連絡帳だけ回収されなかったことは事実であり、このことで無視されている気がするという疑念が確信に変わったということ、すごく嫌な不安な思いをしたことをBに伝えた。

③さらに教諭CからBに対してAさんに対してどういう気持ちになっているか

⇒無視をしてしまったことを本人に謝りたい

これに引き続いて、次のとおりBに対する指導が行われた。

- ・今回の無視するという行動や日頃の言動は、相手への配慮に欠けるところがあること
- ・無視することで相手は、嫌な思いをしたり、ひどく不安な気持ちを抱えていること
- ・自分のがんばりやすごさをアピールすることも大事だが、周囲の人がどう思うか考えて、行動したり発言したりしなければならないこと
- ・体育祭や部活動、学習におけるBさんの努力を、先生達はとても感じていること
- ・今後は自己中心的な行動をとるのではなく、周囲に良い影響を与えられるように生活してほしい

なお、上記の外形的なBの発言については概ね争いはないものの、Bは、その後保護者及び当委員会の聴取において、AがBのせいで不登校になっていると決めつけられて聴取を実施された、自分としては違うということを伝えたが、良く考えるように言われて認めないと終わらない感じだったのでやむを得ず認めたという趣旨の話をしている。これに対して、担任及び教諭Cは、当委員会の聴取において、無理やり認めさせるような意図はなく、Bの様子からもそのようなことはなかったと思う、ただし、はじめBが認めなかったことから、良く考えるように伝えた上で話をしたということはあったと述べている。

(3) 6月8日の放課後、担任からAの母及びAに対して、上記(2)の聴取結果について伝えたところ、[]再度電話をした。

2度目の電話で、Aの母は、A本人は悔しかった、無視しないでちゃんと言ってくれば良かったのにとこの思いがあり[]謝罪はいらない、クラスメイトとして普通に接するという話をした。

この際、Aの母とAとで、6月12日から学校に行って給食を食べることを約束しており、[]

(4) 担任も、その他の教諭も、6月8日にA及びAの母と話をした後は、Bに対して何らかの指導等は行っていなかったと認められる。その理由については定かではないものの、担任は聴取の時点で指導を行ったこと、Aの母から謝罪は不要であると聞いたことによるものと考えられる。

(4) 担任も、その他の教諭も、6月8日にA及びAの母と話をした後は、Bに対して何らかの指導等は行っていなかったと認められる。その理由については定かではないものの、担任は聴取の時点で指導を行ったこと、Aの母から謝罪は不要であると聞いたことによるものと考えられる。

5 [redacted] の B の A に対するいじめについての学校の対応

(1) 7月31日、Aの母が担任に電話で次のとおり話をした。

- ・ [redacted] 地元の祭りがあり、その祭りに A と A の母とで行った
- ・ A は、クラスメイトを見つけ声をかけたところ、同クラスメイトは会釈をしてきた。

その隣に B がいて「フンッ」とそっぽを向くような反応をされ、A の母はこれを2メートルくらい後ろで見ている

- ・ A の母としては、B が反省していないと考えている
- ・ 弁護士による無料相談に行ったところ、まずは B の親は A が不登校になっていることを知っているのかと聞かれたため、確認したい
- ・ A の母の思いとして、慰謝料を提示して弁護士を通じて謝罪を求める予定である

[redacted]
担任は、B の母に対して A は学校には来ているが別室で授業を受け、教室に入っていない状態であることをすでに伝えている旨の回答をした。

(2) 8月1日に、Aの母が来校し、校長・教諭 C ・担任との四者で話し合いが行われた。

[redacted]
学校側の記録では、B との一連の件について、B 家とも話し合いを近日中に持つことになったと記載されている。

(3) 8月2日に、担任及び教諭 A により、B に対する聴き取りが実施された。

聴き取りに対して、B は、次のとおり答えた。

- ・ B とクラスメイトとで、地元の祭りをまわっていたところ、A がクラスメイトに「〇〇ちゃん」と声をかけてきた。その時、A はすぐにクラスメイトと一緒にいた B に気づいたようで、「あっ」となって、A は背を向けて A の母のほうに行ってしまった
- ・ B は、A が来た時気まずくなって顔を背けた。その場で1学期のトラブルについて謝るべきかと考えたが、今は謝るべきタイミングではないと判断した
- ・ B は、A が A の母親の方に行くのを見て、クラスメイトに声をかけ、その場を二人で離れた
- ・ わざとではなかったが、顔を背ける態度を取ったことに関しては反省している
- ・ B と A との間にあったトラブルが要因で今の状況になっていると思い、責任を感じており、まだ謝ることができていないので、モヤモヤした感情のまま1学期を過ごしていた。2学期が始まる前に今回の祭りの件も含め、A に謝りたいと答えた

当中学校は、この聴取結果を踏まえ、A に対して聴取の結果と謝罪会を8月21日に行う方向であることを連絡することとし、A の保護者からは了解を得た。同様に、B の保護者に対しては、今回の出来事の概要を伝えた上で来校できる日にちを調整することとし、その旨電話で伝えた。

なお、B は、家に帰った後、この聴取のことについて悔しい気持ちなどを抱えていたことから、保護者の前で泣いてしまった。

また、「謝罪会」を行うという方針について、当委員会の聴取に対して、教頭は謝罪という趣旨ではなく話し合いという趣旨であった旨述べ、実際に、教頭が関わるようになった8月4日以降は、「謝罪会」ではなく、「話し合いの場」という用語で経過の記録が作成されている。8月2日の記録は記載間違いとも考える余地

はあるものの、そもそも A の母は 7 月 31 日、8 月 1 日の段階で B ないし B の保護者からの謝罪を明確に求めていること、B に対する聴取の記録にも B から謝罪をするという聴取結果が記載されていることからすれば、少なくとも教頭が関わる前の学校の方針としては、謝罪を行うという趣旨を含めた話し合いの場を設けるという方針であったことが伺われ、その旨を A の母に対しても伝えていたと考えられる。

(4) 8 月 4 日、B の両親が来校し、担任、[] 学年主任、教頭と面談した。

その際、学校側からは、トラブルの概要と、B から聴取した内容と、8 月 21 日に A・B とそれぞれの保護者が同席した話し合いの場を設ける予定であることを伝えた。

B の保護者からは、次のとおり話があった。

- ・公平な対応をしてもらったことについての感謝とともに、今回の件は「もらい事故」みたいなものであり、正直よくある話である。8 月 21 日に話し合いの場を設けるのは少し早く、まずは子ども同士で話し合うべきであり、親が出るのは良くない
- ・仮に親が入って話し合いの場を設けたとしてもけんかになってしまうのではないかと思っている
- ・B は、担任のことを良く思っており、その先生から今回の件についてどう思うか聞かれたら正直謝りたいと思っていなくても、納得していなかったとしても、謝りたいと言ってしまうかもしれない
- ・再度、家で本人の思いを確認する

8 月 7 日に、担任が B の母と電話で連絡を取ったところ、B の母から、前回の無視の件は謝罪したいが、[] 祭りの件は誤解であり謝罪しないという話があった。これに対して、担任は、8 月 21 日に B 及び B の保護者とも来校してもらうように伝えた。

8 月 9 日に B の保護者から学校宛てにメールがあり、学校が 8 月 10 日に確認したところ、親は行かない、子ども同士で話し合いを行うようにという内容であった。

8 月 10 日に、[] 学年主任から、B の保護者へメールをし、8 月 21 日の前に直接会って話したいと伝えた。同日夕方、B の母から電話があり、教頭が対応したところ、B の母から再度保護者が行かなければならないのかという思いがあることを告げられた。これに対して教頭は、A の状況を可能な範囲で説明し、B の母としてはそのことについては理解し、夫と相談して返答するという回答であった。

8 月 11 日に、B の保護者からショートメールがあり、21 日の面談には、連休明けのため保護者対応はできないという内容であった。

8 月 18 日、担任は、A の母に電話をして、8 月 21 日の面談について、相手の都合がつかないと伝えた。これに対して、A の母からは、どうして相手の都合に合わせないといけないのかという発言があり、最終的には [] もあり、9 月 11 日以降で再度日程調整をするということになった。またその電話の際、[] を伝え、A の母は、夫と連絡を取り電話をする旨回答した。

同日中に、A の父から電話があり、教頭が対応した。電話の内容は、8 月 21 日は仕事があつていけないこと、[] というものであった。

8 月 19 日、担任が B の保護者に電話をし、B の母が応対するとともに、B の父はその隣で聞いているという状況で話をした。担任から、生徒同士の謝罪・保護者

同士の話し合いは21日には実施しないこと、9月11日の週以降に生徒同士・保護者同士で話し合いの場を設けることを伝えた。

これに対して、Bの父から、次のとおり回答があった。

- ・今回の内容は、生徒同士で謝罪等を行うべき内容であって、保護者は参加するべきではない
- ・Aが保護者同士で話し合いたいのはなぜか教えて欲しい、その理由を聞いてから保護者同士の話し合いに参加するか判断する

8月21日、担任と管理職とで話し合いを持ち、今後の方針について確認し、Bの親に対して、いじめがあり、生徒同士での解決が難しいときは、学校側も保護者同士で対応する方向だということを伝えることにした。

8月23日、担任から、Bの母に対して、Aが学校に来ることができていない、教室に入れない、家庭環境に変化があったことをそれぞれ伝え、いじめがあって生徒同士での解決が難しいときは、学校側は保護者同士で対応したいと考えていることを伝え、保護者同士の話し合いの場に参加して欲しい旨を伝えた。なお、「家庭環境に変化があったこと」については学校の記録上確認できるものの、この記録の作成者である担任に聴取した際には、当該記載内容について覚えておらず、また具体的に何のことを指すのか不明であるとのことだった。

8月25日、Bの母から、担任に対して電話があり、このあと18時に学校に行くので今までの出来事について時系列で教えて欲しい、両親で行く、録音と議事録をとらせて欲しいという要望があり、担任は、急な話なので対応できないと伝え、予定を調整し、9月1日18時から行うこととした。

8月30日、担任がAの母に連絡し、状況を確認するとともに、謝罪の会の日程調整を行った（担任が「謝罪の会」と記載している。）。Aの母からは、Aは身体的不調が続いているという話があった。謝罪の会の日程についても候補日を挙げてもらった。続いてAとも電話を替わってもらい、体調についてAの母が述べているとおりであることなどを確認した。

- (5) 9月1日に18時から、校長、教頭、[] 学年主任、担任及びBの両親が参加して、話し合いが行われた。なお、この話し合い及び10月19日の話し合いの記録は、話し合いの中でBの父がパソコンを使用して記録し、その記録内容をプロジェクターを用いて投影し、その場にいる関係者において確認をして作成されたものであり、細かい表現についてはともかく内容については学校側も確認していることから、信用性については高く、その記録どおりの話し合いがあったと認められる。

この話し合いの中で、担任らによるBへの聴取時への対応や聴取内容、学校がBが無視をしたと決めつけて対応していることについて疑問が示された。そして、Bの父からA側に確認して欲しいこととして、連絡帳回収時のやりとりがどのようなものであったか（特に忘れてしまったかもしれないという発言をしたか否か）、BがAに対してちょっと待ってと言っているにもかかわらずAが話しかけたことはあったか、[]祭りの際の状況についての3点を確認して欲しいという要望が出された。

また、この話し合いのときの学校の説明として、Aが不登校である原因について、別件もあって不登校になったというような言葉で説明しており、当該別件が何であるかということは個人情報保護を理由に説明しなかった。[]

この話し合いの際に、Bの両親から最終的な着地点として、子ども同士の面談で今回のトラブルを終わらせること、あいさつ以外は交わさないような関係にする

ことが提案されている。

- (6) 9月5日に、校長、教頭、[] 学年主任、担任とA及びAの母とで話し合いが行われた。

[]
また、前記(5)で記載したBの父からの要望についてそれぞれ確認が行われ、連絡帳回収時には、Aはちょっと待ってとは発言していないこと、AがBからちょっと待ってと言われたときにはちょっと待っていたこと及び頻繁には話しかけていないこと、[]祭りの際には、Bから「フンッ」と言われ顔を背けられたことなどをAは改めて話した。

- (7) 9月22日、教頭とAの母が電話で話をし、教頭からは学校として生徒同士の話し合いの場を持ちたいと思っていること、Aの父にも直接会って話をし、確認をしたいことなどが伝えられた。Aの母からは、Aの母としては[]祭りの後に両親が会う場を設定しようとなっていたのに進んでいないことが不満であること、Aの現況を踏まえBの保護者から謝罪の言葉をもらい、今後このようなことのないように指導してもらいたいと思っていることなどの話があった。そして、Aの父との面談についてはAの父に確認することになった。

10月5日、Aの父が来校し、校長、教頭、[] 学年主任、担任とで話し合いが行われた。その場で、Aの現況についてAの父からも説明がされた他、Bは未成年であることから本人が反省するよう親が責任をもって指導すべきであるなどの話がされた。また、生徒同士で話し合いの場を持つことについては、このまま何もしないで離れてしまうと解決しないと思う、1回は生徒同士の話し合いの場を持って欲しい、Bが納得して反省できるような場にして欲しい、Bのケアのため[]教員を配置するなど配慮をして欲しいというような要望がAの父から伝えられた。他方で、親同士が会うことについては、Bの両親が今回のことを把握しているのであれば会う必要はない、把握していないのであればお詫びにならない、Bの両親にはAの現状を全て知って欲しい、Bの両親に伝えて欲しいという要望が伝えられた。

- (8) 10月19日17時30分から、校長、教頭、[] 学年主任、担任、B及びBの両親が参加して話し合いが行われた。

この話し合いでは、学校から9月5日に実施したAからの聴取結果を伝えるとともに、今後の対応について教師立ち会いのもと子ども同士で話し合いの場を持つことの提案がされた。また、教頭はAの状況についてB及びBの両親に伝えた。さらに、何気ない行動によって人の心を傷つけることと現在の状況を保護者の方にご理解いただきBが反省するよう話をし、また今後学校内外、SNS上含めてこのようなことが起きないように保護者からBに対して指導してもらいたいと考えているということが伝えられた。そして、校長から、Bらに対して、学校は教育委員会に子細を報告しており、Aが安心して登校できるような体制を整えたいこと、Aが学校を休んでいることを重大事態として捉えており（なお、この点についてB側の記録だと「重大事態」ではなく「重大問題」と表現したとされている。）、調査委員会が事実関係を把握し調査して対応することなどを伝えた。

Bからは、AがクラスのメンバーにLINEで連絡しており、Bのせいで登校できなくなっていることや当日の話し合いが行われることが筒抜けになっていること、[]、子ども同士で話し合いの場を持つかどうかは両親と相談して決めるというような話がされた。

Bの父からは、子ども同士で話し合いを行って終了ということであれば、ある程度煮え湯を飲んでも良いと思っていたが、今後、教育委員会が入って事実関係を明

らかにするのであれば、子ども同士を会わせるメリットを感じない、Aが不登校になったのは他の原因があるのではないか、AがLINEで情報を流していること、Aの母の対応にも問題があり、そちらを先に謝罪すべきではないかなど話がされた。

6 当中学校の教育委員会への報告等について

- (1) 当中学校からは、本件のトラブル全般について、主に教頭から適宜のタイミングで教育委員会への報告がされており、9月26日に教育委員会から市長に対して口頭で報告をした。9月29日に教頭から教育委員会宛てに書面で第1報を報告した。

その報告書には、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に基づく事案であると明記されている。内容としては、次のとおり記載されている。

- ・4月中旬ころからBに無視される態度をとられたことや、BがAの日記だけを回収しなかったことで、Aが何かしたのではないかなどと気にしていたこと
- ・学校がBに聴取したところ、故意ではないがAと距離を取ったことは認めたこと
- ・学校では■■■■■、連続した欠席にはならなかったが休む日が増え、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあり、教室に上がれていない（原文ママ）状況を踏まえ、重大事態として判断したこと

また、同報告書では、学校や学校の設置者等における重大事態の対応について、今後、生徒同士の話し合いの場をもつことが予定されているなどの記載がされている。

- (2) 上記(1)の報告書は、教育委員会の確認などがあり、10月30日付けで記載が整理された報告書が作成されている。

その報告書には、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に基づく事案であると明記されている。内容としては、次のとおり記載されている。

- ・4月中旬ころからBに無視される態度をとられたことや、BがAの連絡帳だけを回収しなかったことで、Aが何かしたのではないかなどと気にしていたこと
- ・学校がBに聴取したところ、故意ではないがAと距離を取ったことは認めたこと
- ・学校では■■■■■となり、連続した欠席にはならなかったが欠席日数も通算30日に達する見込みとなったため、9月21日に学校は、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあり、教室に入れていない状況を踏まえ、重大事態として判断したこと

また、同報告書では、学校や学校の設置者等における重大事態の対応について、次のとおり記載されている。

- ・9月21日に学校からの重大事態の発生報告を受け、市教育委員会が学校主体で調査することを判断した
- ・9月26日、市長へいじめ重大事態の発生及び学校主体の調査委員会に対応することを報告した
- ・10月17日、学校が保護者への説明を進める中で、調査主体を設置者主体としてほしいとの要望があり、市教育委員会は調査主体を設置者主体に変更することを決定した

なお、10月17日の電話のやりとりについては、教育委員会が校長から電話を受けた記録があり、その記録によると、同日校長がAの母と話をしたこと、その中で30日を超えたことから重大事態であることを伝えたこと、調査の目的はAが安心して通えるためであること、Aの母からは学校に迷惑がかかるのではないかなどという質問があったが、校長からしっかり調査をして本人が安心して来られるようにと伝え、Aの母は学校がそういうのであればというやりとりを経て、学校の調査

と市の調査を説明した上で、Aの母から市の調査の依頼があったとされている。

- (3) この点に関連する校長からの聴取結果は、次のとおりである。
- ・教育委員会への報告書面は教育委員会が適宜修正等を行っている
 - ・10月30日付けの書面については内容を確認していない
 - ・いじめ重大事態として取り扱う旨の説明をしたのは、Aの保護者に対しては10月17日、Bの保護者に対しては10月19日である
 - ・学校ではいじめ重大事態として調査はできないので教育委員会主体でやって欲しいと伝えた
- また、教頭からの聴取結果は、次のとおりである。
- ・学校としてはいじめとしては捉えていたが重大事態としては捉えていなかった
 - ・落としどころを探す中で、Aの保護者、Bの保護者と話を継続的に丁寧に行い、子どもたち同士の話し合いの場を設けられるというところで、重大事態となってしまう
 - ・重大事態として扱うことを保護者に伝えたことで潮目が変わり話し合いの場が設けられなくなってしまった
 - ・学校主体の調査はずっと実施していた
 - ・9月26日の段階で第三者委員会の調査に移行するという認識であった
 - ・報告書については、9月26日までのものは教育委員会の担当者と相談しながら作成し、最終的には上席同士の話で決まった
- (4) 他方で、報告書作成をめぐる教育委員会の資料の記載及び担当者の聴取結果は、次のとおりである。
- ・教育委員会からは、法律に従って対応をするようにと助言を行っていた
 - ・欠席日数が30日の目安を超えた段階でいじめ重大事態として扱う必要があること、学校主体の調査を行うこと、保護者への説明が必要であることを校長に説明している
 - ・校長から、どのように説明すれば良いかわからないという質問があったので、説明案を10月6日にメールに記載して助言を行った
 - ・その後校長から、学校では対応が難しいという申し出があったため、10月17日に教育委員会が主体となって第三者委員会による調査を行うことを決めた

7 当中学校における対策委員会の開催について

当中学校では8月31日に学校対策委員会を開催し、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教諭F、■学年 学年主任、担任、教諭C、教諭G、教諭H、教諭E、教諭A、教諭I、養護教諭が参加して話し合いが行われた。この際は、担任から資料に基づいて4月からのAとBとのトラブルの状況及び■祭りの件についての情報共有がされた上で、校長からA・Bの保護者と連携していくことやAに対する学習支援、■との連携を密にしていけることが確認された。

また、10月13日にも学校対策委員会を開催し、参加メンバーは8月31日の会議と同様で話し合いが行われた。この際は、教育委員会との協議によりいじめ重大事態として取り扱うことになったことが報告され、それ以外は引き続き、A・Bの保護者と連携していくことやAに対する学習支援、■との連携を密にしていけることが確認された。

この学校対策委員会の記録からは、当中学校いじめ防止基本方針に定めるフロー、すなわち、いじめ問題対策委員会において調査方針・分担を決定し、調査班を編制し、いじめ問題策委員会がその報告を受け事実関係を把握した上で指導方針を決定し指導体制を編制し、対応班のメンバーを決定し、その対応班によりいじめ解消に向けた指導を行うことによりいじめ解消を図り、かつ、その後に事案の検証や対応の改善を図るという対応がされたことは確認できなかった。

これ以外に、学校において本件のいじめについて、調査に関する話し合いが行われたり、対応方針について協議された委員会の開催は確認できなかった。また、当中学校いじめ防止基本方針に定めるメンバーでのいじめ問題対策委員会の開催は確認できなかった。

第8 当中学校の対応の検討

本件に関して、学校は様々な対応をしているが、調査の趣旨に照らして、いじめに対する対応に関連する範囲で、学校の対応を取り上げ、その対応が適切かどうかについて評価を行う。評価の尺度を明確にするために、非常に良い、良い、悪い、非常に悪いという4つの表現で記載した。

- 1 4月19日にAが連絡帳に無視されている可能性がある旨の記載をした際の対応
4月19日にAが連絡帳に無視されている可能性がある旨の記載をしたことに対して、学校は、担任においてAの話を聞くことにより状況を確認し、再度気になることがあれば相談して欲しい旨Aに伝えるという対応をしている。

この段階では、Aの申告内容も、もしかしたら無視されているかもしれないというものであった。[] タイミングも踏まえれば、この時点の対応としては、事情を確認した上で担任が信頼できる大人であることを示すことは、良い対応であったと評価できる。ただし、この時点で担任が中立的かつ支援的な立場でAとBの気持ちを丁寧に聞き取るなどの対応も考えられたのではないか。

- 2 5月12日にAが、連絡帳にBから無視されている可能性がある旨の記載をした際の対応

- (1) 5月12日にAが、連絡帳にBから無視されている可能性がある旨の記載をした際、担任はこれを見落とし何ら対応をしなかった。この理由について担任は、ちょうど[]であったこと、もともと連絡帳は毎回見るわけではないことをあげ、連絡帳を毎回見るわけではないことについては生徒にも伝えてしていると述べている。この点に関連して、教頭は、業務が多忙であり、連絡帳を毎回見るわけではないことは生徒も分かっていること、担任も直接Aに謝って許してもらっていることなどから、このような担任の対応は次に気をつければ良いというものだと理解している旨当委員会の聴取に対して答えている。

しかしながら、この担任の対応については、非常に悪い対応であると評価せざるを得ない。まず、いじめについては早期発見が極めて重要であることは論を待たない。そして、1度連絡帳に記載することにより、いじめの被害申告をした生徒からは同様の手段により被害申告がされるということは、当然に想定される。一般的な対応として、連絡帳に記載した内容を確認しないことがあると事前に伝えていたとしても、このような形で被害申告を行った生徒との関係では、優先的に連絡帳の記載を見ることが求められているというべきである。特に、Aによれば、担任に口頭で相談しようと思ったがタイミングが合わなかったため連絡帳に記載したということであり、Aの立場に立てば、担任に相談するための手段として合理的な手段である。

このような状況からすれば、担任としては、一度連絡帳で相談をしてきたAについては連絡帳の記載を適時に確認したり、ゴールデンウィーク後に適宜のタイミングを捉えて声をかけたり、最低限両者の関係を注視したりするなど、何らかの対応をすべきであった。

確かに担任の業務が多忙であったという構造的な問題はあったと思われる。しかし、いじめの被害者からの訴えは、いじめの事態やその兆候を早期に発見するために欠かせない重要な手がかりであり、あらゆる方法によってその報告がなされ

る可能性があることを留意しておく必要がある。無論、全てを察知することは難しいことであるが、今回、新学年になってすぐに無視をされているのではないかと相談をしてきた A との関係では、A のその後の状況の把握は担任にとって相当優先順位が高いものであったと考えられ、少なくとも [] の方が優先されるものではない。したがって、仮に業務が多忙であったとしても、A に対する対応をしなくても良いという理由にはならない。

上記の理由により、連絡帳の記載を確認しなかったという担任の対応は、非常に悪いものであると評価せざるを得ない。

- (2) この対応について、学校において振り返りや今後の対応が検討されていないことも、悪い対応と評価せざるを得ない。

確かに、教師は万能の存在ではなく、時に失敗することもあるし、業務量との関係で制約がある中で生徒と向き合わなければならず、常に最高のパフォーマンスが出せるというわけではない。

しかしながら、いじめに対する対応が結果的にうまくいかなかったという点があるのであれば、その点について、自ら検証し、課題を発見し、その課題を克服するための手段を検討することは、次に同じような状況に置かれた場合の対応を改善することに繋がるもので、極めて重要な検討である。戸田市及び当中学校の基本方針においても、学校が自ら振り返りを行い、検証することを求めているのも、いじめは常に起きてしまうものであるという現状認識を前提にして、教員の対応力の向上を図るべく不断の努力を行うことを求めている趣旨であると考えられる。このような姿勢を学校が常にとり続けることにより、いじめは許さないという学校の姿勢を明確に周囲に伝えることができる。その結果、生徒との関係においてもいじめは許されないというメッセージを伝え、いじめの発生を抑止することが期待できる。仮にいじめが起きてしまったとしても、被害者に対してこの学校の教員であれば適切に対応してもらえるとという安心感を与え、被害者に寄り添った対応を可能にしていく。加えて、教員の対応力の向上により、いじめを深刻化させないなどの効果も考えられる。

ところが、何らかの理由をつけてやむを得ない対応であったと振り返ってしまえば、そこから成長は期待できない。このような姿勢は、基本方針に反するものであり、いじめの対応として不適切なものといえる。

したがって、このような学校の対応は悪い対応と評価せざるを得ない。

3 6月8日以降の1学期中のいじめに関する対応

- (1) 学校は、A の保護者の手紙を受領した後、直ちに B に対する聴取を実施し、その内容等を A の保護者に伝えたこと、A 及び A の保護者の意向を確認し B に対する指導その他の対応は行わなかったことが認められる。
- (2) まず、学校の B に対する聴取を実施するまでの対応については、そのスピード及び2名で実施するという対応、記録のとり方、管理職その他の教員への情報共有、A の保護者に対する報告のスピード及び内容については、迅速かつ充実したものであり、非常に良い対応であると評価できる。
- (3) しかしながら、聴取の際、担任が聴取に引き続いて B に対する指導を行っており、その内容も、単に A に対する態度にとどまらず、全般的な B の生活態度にまで及んでいるという点については、非常に悪い対応と評価せざるを得ない。

そもそも、指導において最も大切なことは、対象の生徒がその指導を受け入れ、指導が奏功することであり、教師が指導をしたが対象の生徒がその指導を受け入れないのであれば、単に教師と生徒との関係を悪化させるだけであり、むしろ有害である。そして、生徒が指導を受け入れるためには、正確な事実把握に基づいて指導を行うことが大前提であり、かつ、様々な視点からどのような方法で伝えれば生

徒が指導を受け入れるのかということを検討することが必要である。もちろん、日々行われる生徒指導の全てにおいてこのような詳細な検討をすることは難しいとは思われるが、保護者からいじめの訴えがあるような場合や指導の対象となる生徒が否定的な態度を取っているような場合には、慎重な対応が必要であることは明らかであり、日常的な指導より一層慎重な態度で指導を行うことが必要である。

本件では、Aの保護者の手紙によりAに対するいじめが疑われる状況で聴取が行われており、学校が組織的に対応することが求められる案件であった。したがって、指導を行うのであれば、まずは正確に事実関係を把握した上で、担任、生徒指導主任、管理職など適宜の範囲で組織的に情報が共有され、その事実関係を踏まえて行われるべきであった。加えて、Bは担任による聴取に対して、当初は事実関係を否定していたとのことであり、担任がBの話を受け入れずに否定的な態度で接したり、指導的な態度で接すれば、Bに対して話を聞いてもらえないという印象を与え、Bが記憶する事実を聴取することが困難になることは明らかである。一度このような状況に陥ると、当事者である生徒から事実を聴取することができなくなってしまい、その後の対応の前提が全て誤ってしまうという可能性もあり、なおかつこれを修正することも困難になってしまう。

実際に、本件でもBはBの保護者に対しても、当委員会に対しても、6月8日の聴取について話を聞いてもらえなかったという感想を述べている。この聴取により、事実関係についての把握を困難にさせ、また、このような状況でなされたBへの指導がBに正しく伝わったとは考えられず、状況は悪化したと言える。

したがって、非常に悪い対応であると評価せざるを得ない。

- (4) 次に、学校としての指導方針を立てないままAの保護者の意向を検討し、Bに対して学校として指導を行ったり、その後のAとの関係についての配慮を行わなかったという点については悪い対応と評価せざるを得ない。

この点について、保護者の意向を尊重するということがそれ自体が悪いわけではない。しかしながら、学校は教育の専門機関として、いじめが発生した場合、教育的な観点からどのような対応が望ましいのかということを検討し、その中で保護者の意向に対応することが必要である。当然のことながら、学校としてまず被害者の意向を確認し、尊重することは必要不可欠である。被害者の意向を確認しながら指導や対応を行うことは、教育的な観点からしても通常は最良の手段であろう。しかしながら、教育的な観点からの指導について、保護者の意向をそのまま反映するというのでは、保護者に判断を丸投げしただけであり、教育の専門機関としての対応とはいえない。異なる立場での当事者がいると考えられる場合、正確に事実を把握するための当事者及び関係者への聴取と、事実を認定し学校組織としての方針を立てた上で、指導する機会は明確に区別されるべきである。

本件では、そもそも担任による聴取の際に指導が行われ、結果的に見れば、Bは自分の話が十分にできないまま指導を受けることになり、中途半端な指導になってしまったといえる。担任が作成した記録を確認すれば、聴取と指導とが同時に行われたことが確認できた。この場合、Bが教員に迎合して事実を認めた可能性を考えておくべきであり、その場で担任にBが認めるまでの経過を確認すれば、Bが納得していないという可能性にも気づけたはずである。

本件を振り返って考察した場合、この段階で、担任としてはBが反省の態度を示していることを前提に、BがAを無視したことを認めたと認識し、そのとおり管理職等にも報告し、それがそのままA及びAの保護者にも伝わったため、祭りの際のBの態度についてA及びAの保護者に大きな違和感を与えるという結果に繋がっている。Aの保護者が特段の指導はいらないと伝えた前提には、BがAに対する態度を問題だと捉えて反省しているのであれば、ということがあったと考え

られるのであり、仮に反省をしていない態度であったということであれば、学校において適切に指導を求めている可能性も十分に考えられる。

加えて、学校として B の態度がいじめであると捉えたのであれば、そのいじめを解消するための方法について検討されなければならない。そして、本件のいじめの原因は A と B とのコミュニケーションのとり方の問題であることは明白である。この場合、将来のいじめ予防の観点から、B に対しては B のコミュニケーションの方法について B と一緒に考えて、より良い方法を検討するなど、B のコミュニケーションの方法についての指導をすべきである。他方で、A に対しても、A の気持ちに寄り添いながら A のコミュニケーションをサポートするなどの対応が必要であった。ところが、学校においてはこの点については何ら検討された形跡がなく、A の保護者が対応不要ということから対応をしなかったのではないかと考えられる。

このような検討は、あくまでも事後的に振り返ってのものであり、その時点では気づけなかったこともあったとは思われるが、少なくとも、いじめ解消に向けた検討を行って、加害者に対する指導、被害者に対するサポートが検討されていないことは誤った対応である。したがって、悪い対応と評価せざるを得ない。

4 [redacted] 1 学期中の対応

(1) A は、6 月中旬以降、通常教室には登校できず、[redacted]

学校は、管理職の指示のもと、組織的に、A への声かけを実施すること、A の学習のサポートをすること、A へ柔軟に課題を与えるなどして適切に成績評価を行うことなどの対応を行うこととなった。

そして、実際に、多くの担当の教員が、空いている時間に [redacted] A に声かけをしたり、A の質問に答えたり、A の自習を見守ったり、A への個別的な課題を設定したりという対応を継続的に行った。

(2) まず、A が [redacted] 学校の支援は、組織的に行われ、実際に相当手厚く A に対する対応がされていたという点で、良い対応であると評価できる。

[REDACTED]

5 夏季休業中の対応

- (1) [REDACTED] 地元の祭りでの B の A に対するいじめについては、A の母親から 7 月 31 日に電話で連絡があった。

学校は 8 月 1 日に A の母親と面談して事情を確認した。そして、8 月 2 日に B に事情を確認した。

学校は、A の保護者の意向も踏まえて対応を検討した。その結果、双方の生徒及び保護者が同席して、話し合いの場を設定する方針を決めた。

その後、学校は夏休み期間を通じて B の保護者に対して、上記の方針を説明し、協力を得るための連絡を行ったが、B の保護者からは、保護者を同席させるという点について理解を得られず、また日程の調整もつかなかったことから、この話し合いが実現しないまま夏季休業期間は終わってしまった。結論として、この件に関して、B に対する何らの指導もされていない。

- (2) このような学校の対応のうち、まずは、A の保護者の指摘を受け、直ちに A の保護者からの聴取の場を設定し、複数名での聴取を行ったこと、B に対しても同様の対応をしていること自体については、非常に良い対応であると評価できる。

ただし、B はこの時点ですでに 6 月中の B の担任による聴取及び指導の結果、学校の先生は自分の話をきちんと聞いてくれないという認識を有するに至っており、聴取後には家で泣いてしまうという事態も生じてしまっている。8 月の時点での対応としては評価はするものの、そもそもの B に対する聴取の態度により、すでに B からはその気持ちを十分に聞き出せない状況を招いているということは十分に留意すべきである。

- (3) 反対に、その後の対応については、悪い対応と評価せざるを得ない。

まず、学校として、聴取の結果、[REDACTED] 祭りの B の A に対する対応について、いじめなのかどうか、B に対してはどのような指導が必要なのか、A に対してはどのようなサポートが必要なのかということを検討した形跡が認められない。

実際に、当委員会の聴取においても、この点についての教員の認識は統一されていたとは認められない。

仮に、学校として、B が A に対して謝罪が必要だという判断をしたのであれば、まずは B に対して担任その他の教員から指導を行い、なぜ謝罪が必要なのか、どのような謝罪が必要なのかということを理解させた上で謝罪の場を設けるという対応をすべきであろう（ただし、謝罪の場を設けることが正しい対応なのかについて

ては慎重に検討すべきである)。そして、Bの保護者にも、教育的な観点からなぜ謝罪が必要なのかということを説明し、理解を得るように努めるべきである。

ところが、今回の謝罪を巡る対応については、なぜ保護者も同席の上でBがAに対して謝罪を行うのかという点について、担任、管理職その他の教員からの聴取では明確な説明はなされなかった。結果として、Bが1学期の対応については謝罪したいと言っている、Aの保護者がBの保護者が同席しての謝罪を希望しているという事情から、謝罪の場を設定することになったという以上の理由が示されていない。これでは、学校がその教育の専門機関としての考察をせずに、BまたはAの保護者に対応を丸投げしたと言われても仕方がない状態である。

この時点で、Bの保護者からすれば、Bが1学期の対応については謝罪したいという意向であったため、Bが直接Aに謝罪すれば十分と考えるのは極めて自然な考えであり、学校として教育的な目的を示せないのであれば納得することは難しかったと思われる。他方で、Aの保護者は、■祭りでのBの態度を見て、Bが反省していないと感じ、Bにきちんと認識をしてもらうためにも保護者にも問題を分かち合いたいという気持ちでBの保護者の同席を求めていると考えられる。このように両者の考えが噛み合っていない状態で、話し合いの場を設定することは極めてリスクが高い危険な対応である。このような状況で、どうしても話し合いの場を設定するということであれば、そのリスクを明確に上回る教育的な観点からのメリットが必要になると思われるが、それは見当たらない。

このように、学校としては、自ら主体的に教育的な観点から必要な対応を十分に検討していないこと、BまたはAに対して指導やサポートなど教育的な観点からの対応を実施していないこと、この状況下で話し合いの場を実施することで生じる事態への対応を十分に検討していないことなどいじめの解消に向けた対応を検討していなかったという点で悪い対応と評価せざるを得ない。

- (4) なお、このような謝罪の場を巡る学校の対応はいじめの被害を深刻化させかねない危険な対応であったため、以下若干の付言をする。

校長と担任は上記話し合いの場を「謝罪の場」と捉えているが、教頭はあくまでも話し合いの場と捉えていたようである。また、Aの保護者に対しては、Bが日程の問題で話し合いに応じられないということは伝わっていたと思われるが、親が話し合いの場に参加することについて理解を得られていないという情報について十分に伝わっていたか不明である。

また、教頭によれば、Bの保護者が話し合いの場に参加することについて理解を得られるという感触であったということであるが、事後的に振り返った場合には、具体的な根拠がない楽観的な見通しであったと言わざるを得ない。仮にこの状況で話し合いの場が実施されていたとすれば、A及びAの保護者は、Bからの■祭りの件も含めた全面的な謝罪がされるものと期待するものと思われるが、Bからは1学期の対応について距離を取ったことは申し訳ないが、無視はしていないし、■祭りの件もわざとではないという話がされた可能性が高い(少なくとも、教頭はそうのように認識している。)。そうすると、話し合いの場が実施された場合、その場が大きく荒れることになるか、場合によってはAに対してさらに深い傷付きを与えた可能性もある。しかしながら、この段階で話し合いの場を設定することのメリットやリスクについては十分に検討された形跡がない。

実際には話し合いの場が実施されなかったため、実施された場合にどのような経過をたどったかということは分からないが、いじめの解消に際して、十分な事前準備のないまま安易に謝罪の場(話し合いの場であっても同様である)を設定すると、いじめの被害が深刻化しうることを、学校としても理解をしておくべきである。

6 2学期以降の対応

- (1) 学校は、Aの学習に対する支援は継続的に行った。

いじめに関しては、8月31日、10月13日に学校対策委員会が開催された。その他、9月1日にBの保護者に対する説明を実施した際に、Bの保護者から確認をしたいという点を示され、9月5日にその点についてAに確認を行った。なお、10月17日に設置者が主体となって調査を行うことを決定した後、本件のいじめについて解消に向けた取組や学校の対応を振り返るなどの対応はされていない。

- (2) まず、Aの学習に対する支援については、前記4項の(2)記載のとおり、良い対応であると評価できる。

- (3) 続いて、学校対策委員会の対応については、非常に悪い対応と評価せざるを得ない。

そもそも、学校の基本方針は、学校自身が定めているものである。そして、この基本方針によれば、いじめが起きた場合には、いじめ問題対策委員会が設置されその対策委員会により個別のチームが設置され、調査結果を踏まえて対応を行い、対応の結果をさらにいじめ問題対策委員会で協議して対応方針を決め、いじめの解消を図るとともに、それを振り返って次回の対応に繋げるということが想定されているのである。このような基本方針に沿った対応を取れば、いじめの解消及び次のいじめの予防に向けて、学校が組織的に対応し、組織に組み込まれる教員それぞれの経験、考えを取り込みながらいじめに対応していくということが期待できる。

確かに、学校においては、いじめを発見してから聴取を行い、それを管理職に共有し、管理職の指揮の下、組織的に対応をしていたということは認められる。しかしながら、なぜそのような対応が必要なのかといえば、1つにはいじめの解消を図ることにより関係者の安心安全を守るためである。そしてもう1つには学校が自らその対応を振り返り不断の努力を重ねることによりいじめに対する対応力を向上させ、いじめの被害を生まない、深刻化させないためである。

その目的を達成するためには、単に管理職が把握しているというだけではなく、会議体において検討を行い、いじめの解消に向けた手段を複数確保してその中から最適と思われる手段を選択し、さらにそれがうまくいかなかった場合でも次の手段を講じることにより、いじめの解消を図っていくことが必要である。加えて、その内容を事後的に検証できるように資料を残し、改めて振り返ることで、別の手段を発見したり、次の対応に活かしていくことが必要である。

今回の学校の対応は、聴取の手順を守るという意味では素晴らしい対応であったが、いじめの解消に向けた取組という意味では不十分な対応であった。聴取や指導がいじめの解消に向いていないとすれば、どんなに聴取がうまくできたとしても、学校の対応が内容を伴わない形式的な対応になってしまいかねない。

このように、学校の対応が、問題の本質であるいじめの解消に向けた目標を設定することと、具体的にその方法について協議及び対応が十分になされていなかったという点は非常に問題であると言わざるを得ない。

- (4) さらに、学校では、設置者が主体となって本件を扱うことになってからは、学習支援については継続的に行われていたものの、いじめの関係では具体的な対応がされていない。

学校としては、少なくとも当委員会が入る前には、生徒同士での謝罪が必要だと考えていたようである。ということは、Bに対する何らかの指導、Aに対する何らかの支援が必要な状況だと学校が捉えていたはずである。Aに対する支援については学習支援とも重なる可能性があるが、学校が教育的な観点からBに対する指導が必要だと考えるのであれば、当委員会の調査とは別にこれを行うべきであろう。

また、学校としては、いじめ重大事態としての調査か否かはともかく、本件いじめについて調査を行ったという認識であったとのことである。そうであれば、学校の対応を事後的に検証することは十分に可能であったといえ、当委員会の調査と並行してこれを行うべきであろう。

当委員会の聴取の際、どの教員からも、本件のいじめの対応について、具体的な振り返りをした旨の発言がなく、頑張っていたなどの振り返りに留まっていたことは非常に残念な結果である。現場の教員が頑張っていること自体を否定するものではないが、頑張っている中で問題が起きてしまった場合には、学校全体の問題として具体的な対策を検討することが必要である。このような振り返りに留まってしまうとすれば、結局、次に問題が起きた際にも、頑張っていたから仕方がない、あるいは頑張っていなかったから問題が生じたという振り返りになってしまう問題の解消に繋がらない。

このように、学校の対応が、当委員会の調査が入ってから、ほとんど具体的な対応がなされず、その対応の振り返りもされていないという点は、非常に問題であると言わざるを得ない。

したがって、学校の2学期以降の対応は非常に悪い対応と評価せざるを得ない。

7 Aの保護者に対する対応

- (1) Aの保護者に対する説明内容については、すでに指摘したとおりであるので、必要な範囲に絞って順番に検討する。
- (2) まず、いじめの訴えがあった後、直ちに聴取を実施するだけではなく、それに引き続いて直ちに保護者にもその内容を伝えているという点は、非常に良い対応であると評価できる。
- (3) 一方で、6月8日の連絡では、そもそものBに対する聴取が指導と同時的に行われ、Aの保護者の考えと実際のBの考えとの間に齟齬が生じていた可能性が指摘できる。

また、夏季休業中のAの保護者に対する連絡においても、実際のB及びBの保護者の考えと、Aの保護者が認識したBまたはBの保護者の考えとの間に齟齬が生じていた可能性も指摘できる。

このような認識の乖離は、後になってから大きな差となって現れることにより保護者がお互いに不満を募らせてしまったり、学校に対する不信感に繋がってしまう可能性がある。情報を即時に正しく伝えることは難しいことではあるが、重要な点については正しく伝わっているのかということを確認する（例えば、機会を捉えて別の教員が念のため確認するなど）ことも大切である。

このような可能性が生じるのは、学校が組織として統一的な対応をしていないことが原因であり、その点については悪い対応と評価せざるを得ない。

- (4) Aが教室に登校できなくなった段階でAの保護者と連携して相談室登校につなげた学校の対応は良いと評価できる。加えていうのであれば、Aが教室に登校できない状況が続いたのであるから、それ以外の方策についてもAの気持ちを尊重しつつ、保護者と連絡を取り、検討を続けるべきであった。

例えば、Aの保護者に対して、Bへの対応に関する要望を継続して確認したり、学校が実施していたAの見守り体制を継続して報告したりすることが考えられる。

また、■祭りの際の対応についても、確かにAの保護者はBの保護者が同席しての謝罪の場を設定することを望んでいたと思われるが、それは、Bがきちんと反省していないという前提に立つものであって、謝罪の場はBに反省させるための手段に過ぎない。学校がBの反省が不十分であると考えたのかどうかは分からないが、仮に、学校としてもAの保護者の考えのとおりBの反省が不十分だと考えたのであれば、まずはBの反省を深めるための手段について検討し、その中から

最適なものを提案していくということが必要だったと考えられる。

学校の対応は、いじめの解消に向け、組織としての統一的な視点の共有が不十分なまま、Aの保護者とやりとりを重ねており、その点では悪い対応と評価せざるを得ない。

8 Bの保護者に対する対応

- (1) Bの保護者に対する説明内容については、すでに指摘したとおりであるので、必要な範囲に絞って順番に検討する。

(2) 夏季休業中の対応

学校が聴取した結果に基づいたとしても、Bは、Aに対する1学期中の距離を取ったという対応については謝罪したいと考えているが、■祭りの際にわざと顔を背けたことはないという内容であったはずである。この状況で、教育的な観点から、なぜ保護者の同席をしての謝罪が必要なのか、十分に説明をすべきであった。これは、単にBの保護者に対する対応の是非というだけではなく、その後学校が予定していた話し合いの場における対応という意味でも必要不可欠であった。

また、学校の説明は、この時点では保護者の同席での話し合いの場を設定するというところに主眼を置いたものであったと考えられる。しかし、まずは、Bの態度のどういう点に問題があって、Bに対してはどのような指導が必要なのかということをも明確に伝えるなどしてBの指導について保護者の協力を求め、それでは指導の目的を達成することができないという点があるのであれば、様々な選択肢の中から対応を協議するという対応が必要であったと考えられる。

学校の対応は、選択肢を一つしか提示せずに一方の当事者をそれに向けて説得していくという方法であり、その説得がうまくいかなかった場合には、学校に対して不信感を生むような対応であったといえる。

したがって、この学校の対応は悪い対応と評価せざるを得ない。

(3) Aの不登校の原因についての説明

この点について、9月1日に、校長がBの保護者に対して、Aが不登校になってしまった原因について、別件もあって不登校になったというような説明を行った。また、校長は、その具体的な中身については、個人情報であるということを理由に回答をしなかった。このとき校長が使った正確な言葉は不明であるが、Bの保護者の記録だけではなく、教員に対する聴取でも同じような話は確認ができた。

そもそも、一般的に不登校に至ってしまう原因は様々なものが考えられ、一つに特定することは困難である。そして、複数の原因が様々な影響して不登校に繋がることが多いため、どの原因が大きく影響をしているか等についても特定することは困難である。

学校として、どのような意図をもって上記の情報をBの保護者に対して伝えたのかは不明確であるが、具体的な情報を伝えられないにも関わらず、あたかも学校としては不登校の原因を特定しているがそれは伝えられないかのような情報の伝え方をすることは、その内容に誤解を生み、学校への不信感を与えてしまう可能性が高く、不適切である。

このような説明の仕方は、非常に悪い対応と評価せざるを得ない。

(4) いじめ重大事態として扱ったことについての説明

この点について、Bの保護者は、校長から、いじめ重大事態として扱うという説明ではなく、重大問題として扱うという説明を受けたと述べている。他方で、校長及び教頭ともに、いじめ重大事態として説明した旨述べている。また、教育委員会の資料からは、教育委員会から学校に対していじめ重大事態として扱っていることを説明するように助言をしている記録がある。

したがって、当委員会が収集した資料を検討した結果、校長が、いじめ重大事

態という言葉を使ったのか、重大問題という言葉を使ったのかは不明である。

しかしながら、この点について大切なことは、言葉遣いの問題ではなく、学校がいじめ防止対策推進法におけるいじめ重大事態として取り扱っているということ。Bの保護者にも理解してもらうことである。文部科学省のいじめ重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月版）によれば、調査の目的、調査主体、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供に関して、被害側、加害側双方に説明を行うとされており（同ガイドライン7ページ以下）、学校がかかる説明を行うのであれば、学校においてBの保護者に対しても説明を行うべきであった。このような説明が適切に実施されていれば、説明事項のうち重要な点は伝わったと考えられる。ところが、学校がこのような説明を行ったということは確認できない。

したがって、学校のB及びBの保護者に対する説明は、重要な点について適切に説明されておらず、ガイドラインが求める水準の説明ではないという点で適切ではない。

よって、このような説明の仕方は、非常に悪い対応と評価せざるを得ない。

9 当中学校の教育委員会への報告等の対応及びこれに関する教育委員会の対応

- (1) 学校は、本件に関する問題について、適宜のタイミングで教育委員会へ報告を行い、助言を求めるなどの対応を行っていた。また、文科省の定めるガイドラインに従って、生徒Aの欠席日数が30日以上になったタイミングでいじめ重大事態として扱っていた。

教育委員会は、これに対して、法律に則った対応を行うこと、まずは学校主体による調査を実施すること、保護者へも説明を行うことなどを助言している。

- (2) まず、学校が本件に関する問題について、適宜のタイミングで教育委員会に報告を行い、助言を求めるなどの対応をしていたこと及びいじめ重大事態として扱ったことについては、非常に良い対応であると評価できる。
- (3) 教育委員会は、当初学校に対して、法律に則った対応を行うこと、学校主体による調査を実施すること、保護者へも説明を行うことなどを助言したことについても、良い対応であったと評価できる。
- (4) 他方で、学校のその後の対応を検討すると、前記6項で記載したとおり、いじめ重大事態として扱って以降も学校主体による調査を行っていないことなど、非常に悪い対応が続いていたと評価せざるを得ない。
- (5) また、当時の資料からすれば、教育委員会は、学校主体による調査を行っていなかったことについて把握していなかったと考えられる。加えて、重大事態の説明についてメールにて助言をしたことに対して、助言が確実に実行されたかどうかの確認もしていなかったと考えられる。

そもそも、文科省の定めるいじめ重大事態調査に関するガイドライン及び不登校重大事態にかかる調査の指針によれば、不登校重大事態の場合には学校主体による調査が原則的な対応であるとされていると考えられる。したがって、法律に則った対応という場合、まずは学校が学校主体による調査を実施する必要があるか否かを検討すべきである。そして、調査に関する情報については保護者に対して適切な情報提供を行うことが法律に定められている（いじめ防止対策推進法28条2項）。加えて、教育委員会はこれが適切に行われるよう必要な指導及び支援をすることが定められている（同法28条3項）。

そうすると、特にいじめ重大事態としての調査及び調査に関する保護者に対する情報提供については、法律にも具体的に明記されている極めて重要な事柄であることから、確実に実行されなければならない。本件において、教育委員会が10月6日にメールをした内容を踏まえれば、校長より説明内容に関して相談があっ

たことから校長がいじめ重大事態の説明に一定の課題を抱えていたということが推測できる状況にあった。したがって、この点については、説明内容についてのアドバイスに留まらず、いつ・どこで説明を行う予定なのかを確認し、その期間に説明を行うことができたか否かを改めて確認するなどの対応を取るべきであったといえる。また、このような対応と並行的に、学校主体による調査がどの程度実施されたのかという具体的な進捗状況についても確認すべきであった。

教育委員会としては、全般的な確認は行っていたとは考えられるものの、上記のとおり法律に明記されている趣旨を踏まえ、いじめ重大事態になった場合については、単に問題はないかというような一般的な確認を行うだけではなく、学校主体による調査は行ったのか、どのような進捗状況なのかという点や、保護者への説明は行ったのかという点など重要な点については、個別具体的に確認すべきであったといえる。

以上より、学校にいじめ重大事態の説明についてのアドバイスをした後、学校がこれを実施したのかを早期に確認しなかった教育委員会の対応については、悪い対応であると言わざるを得ない。

調査委員会名簿

	氏名	区分
1	宮崎 裕悟	弁護士
2	尾崎 啓子	学識経験者
3	田嶋 英行	学識経験者、社会福祉士
4	宇治田 直也	医師
5	酒井 茂樹	公認心理師